

改正案

現行

第五条 商工組合中央金庫ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一ノ十（略）

十一 商工債（第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債ヲ除ク第三章ニ於テ同ジ）ノ発行ニ関スル規定

十二ノ十五（略）

第七条 次ニ掲グル者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

一ノ二ノ二（略）

三 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又ハ生活衛生同業組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ五千万円（卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（卸売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ八百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ三億円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

五 酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ五千万円（酒類卸売業者ニ付テハ一億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（酒類卸売業者ニ付テハ八百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

六 内航海運組合又ハ内航海運組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ三億円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

七 輸出組合又ハ輸入組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ一億円（小売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五千万円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時百人（小売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五十人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

八 市街地再開発組合（直接又ハ間接ノ構成員ノ三分ノ二以上ガ五千万円（卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付

第五条（同上）

一ノ十（略）

十一 商工債券（第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債券ヲ除ク第三章ニ於テ同ジ）ノ発行ニ関スル規定

十二ノ十五（略）

第七条（同上）

一ノ二ノ二（略）

三 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又ハ生活衛生同業組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ五千万円（卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（卸売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ八百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ三億円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

五 酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ五千万円（酒類卸売業者ニ付テハ一億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（酒類卸売業者ニ付テハ八百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

六 内航海運組合又ハ内航海運組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ三億円以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

七 輸出組合又ハ輸入組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ一億円（小売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五千万円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時百人（小売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五十人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

八 市街地再開発組合（直接又ハ間接ノ構成員ノ三分ノ二以上ガ五千万円（卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付

テ八三億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人タル事業者又ハ常時五十人（卸売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テ八百人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テ八三百人）以下ノ従業員ヲ使用スル事業者ナルモノニ限ル以下同ジ）

（略）

第十四条 （略）

登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノノ登記ノ期間ハ其ノ認可書ノ到達シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第十五条 商工組合中央金庫ハ理事長ガ設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタル後二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ

前項ノ登記ニ於テハ次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ

一 （略）

二 事務所ノ所在場所

三 五 （略）

（略）

第十五条ノ二 商工組合中央金庫ガ支配人ヲ選任シ又ハ其ノ代理権ガ消滅シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スベシ

第十五条ノ三 商工組合中央金庫ハ從タル事務所ヲ設ケタル場合（其ノ從タル事務所ガ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スル場合ヲ除ク）ニハ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テ從タル事務所ニ於ケル登記ヲ為スベシ

從タル事務所ノ所在地ニ於ケル登記ニ於テハ次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ但シ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ新タニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ第三号ニ掲グル事項ヲ登記スルヲ以テ足ル

一 名称

二 主タル事務所ノ所在場所

三 從タル事務所（其ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スルモノニ限ル）ノ所在場所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ為スベシ

第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第四十五条第二項第三項、第四十八条、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第五十九条、第六十一条第一項、

テ八三億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人タル事業者又ハ常時五十人（卸売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テ八百人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テ八三百人）以下ノ従業員ヲ使用スル事業者ナルモノニ限ル以下同ジ）

（略）

第十四条 （略）

登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十五条 商工組合中央金庫ハ理事長ガ設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 （略）

二 事務所

三 五 （略）

（略）

（新設）

（新設）

第二十三条 民法第四十四条第一項、第四十五条第二項第三項、第四十八条、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第五十九条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十

第六十二条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四
条及第七十八乃至第八十一条、会社法（平成十七年法律第 号）第四百三十二条第
一項、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十八条及第三十九条、商業登記法
（昭和三十一年法律第二百二十五号）第二条乃至第五条、第七條乃至第十五条、第十七條乃至
第二十三条の二、第二十四条（第十四号乃至第十六号ヲ除ク）、第二十五条乃至第二十七條
、第四十四條、第四十五條、第四十七條第一項、第四十八條乃至第五十三條、第七十一條第
一項及第四百三十二条乃至第四百四十八條並ニ産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第五
条、第十条、第十七條第一項、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十九條、第二十
九條ノ二、第三十一條ノ二、第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十
五條乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十八條
ノ二、第六十條第二項、第六十二條（第一項第一号及第四号ヲ除ク）、第六十三條第一項、
第六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第四百四條ノ規定ハ商工
組合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トアルハ之ヲ理事長（民法第五十九
條並ニ産業組合法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長、副理事長及理事）
トシ地方長官又ハ監督官庁トアルハ之ヲ主務大臣トシ会社法第四百三十二条第一項中法務省
令トアルハ之ヲ主務省令トシ商業登記法第四十八條第二項中会社法第九百三十條第二項各号
トアルハ之ヲ商工組合中央金庫法第十五條ノ三第二項各号トシ産業組合法第三十八條ノ二第
一項中命令トアルハ之ヲ主務省令トシ同法第六十二條第一項第五号中組合ノ破産トアルハ之
ヲ組合ニ付テノ破産手続開始ノ決定トシ同法第六十三條第一項中破産トアルハ之ヲ破産手続
開始ノ決定ニ因ル解散トシ各事務所トアルハ之ヲ主たる事務所トス

第二十八條 商工組合中央金庫ハ其ノ目的ヲ達スル為ニ二掲グル業務ヲ営ムモノトス

一（五）（略）

六 前号ニ掲グル者又ハ商工債ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ
為スコト

六ノ二（二十）（略）

（略）

第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ次ニ掲グルモノヲ謂フ

一（略）

二 第三十三條ノ二ニ規定スル短期商工債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の四第一項ニ掲グル短期債

四 保險業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項ニ掲グル短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項ニ掲グル特定短期社
債

五条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四条及第七十八乃至第八十一条
、商法第二百八十五条、非訟事件手続法第三百三十八條及第三百三十八條ノ三、商業登記法第二
条乃至第五条、第七條乃至第十五條、第十七條乃至第二十三條の二、第二十四條第一号乃至
第十二号、第二十五條、第二十六條、第五十一條乃至第五十三條、第五十五條第一項、第五
十六條乃至第五十九條、第六十一條第一項及第七百七條乃至第七百二十條並ニ産業組合法第五
条、第十条、第十七條第一項、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十九條、第二十
九條ノ二、第三十一條ノ二、第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五
條乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十八條ノ
二、第六十條第二項、第六十二條（第一項第一号及第四号ヲ除ク）、第六十三條第一項、第
六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第四百四條ノ規定ハ商工組
合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トアルハ之ヲ理事長（民法第五十九條
並ニ産業組合法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長、副理事長及理事）ト
シ地方長官又ハ監督官庁トアルハ之ヲ主務大臣トシ商法第二百八十五條中記載又ハ記録スベ
キトアルハ之ヲ記載スベキトシ法務省令トアルハ之ヲ主務省令トシ産業組合法第三十八條ノ
二第一項中命令トアルハ之ヲ主務省令トシ同法第六十二條第一項第五号中組合ノ破産トアル
ハ之ヲ組合ニ付テノ破産手続開始ノ決定トシ同法第六十三條第一項中破産トアルハ之ヲ破産
手続開始ノ決定ニ因ル解散トス

第二十八條 （同上）

一（五）（略）

六 前号ニ掲グル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リ
ヲ為スコト

六ノ二（二十）（略）

（略）

（同上）

一（略）

二 第三十三條ノ二ニ規定スル短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の三の二第一項ニ掲グル短
期債券

四 保險業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項ニ掲グル短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項ニ掲グル特定短期社
債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項二掲グル短期農林債券

七 其ノ権利ノ帰属ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券（新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク）ニ表示サレルベキ権利ノ内次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スルモノ

（削る）

イ・ロ （略）

ハ 利息支払ノ期限ニ付ロノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

（削る）

第二十八条ノ四 商工組合中央金庫ハ第二十八条第二項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一（二） （略）

三 国債、地方債若ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券（以下「国債等」ト謂フ）又ハ商工債ノ所有者ニ対シ当該国債等又ハ商工債ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

四 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為シタル場合ニ於テ当該者ニ対シ当該預金ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

イ（二） （略）

二年法律第九十七号）附則第二条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第一条ノ規定ニ依リ改正前ノ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項二掲グル特定短期社債（第二十八条ノ六第二項ニ於テ「旧特定短期社債」ト謂フ）ヲ含ム）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項二掲グル短期農林債券

七 （同上）

イ 契約ニ依リ権利ノ総額ガ引受ケラルルモノタルコト

ロ・ハ （略）

ニ 利息支払ノ期限ニ付ハノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

商工組合中央金庫ハ第一項第十三号ノ業務ニ関シテハ商法第六十八条第一項第八号但書、第七十号第二項、第七十五号第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一條第三項及第二百八十條ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第七十八條（同法第二百一十一條第三項、第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七第四項及第三百四十一條ノ十三第三項並ニ有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第三十七第四項及第三百四十一條ノ十三第三項並ニ有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二條第三項（同法第五十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十條ノ六、第二百八十條ノ二十八第二項第五号及第六号、第三百四十一條ノ六第一項第三号並ニ第三百四十一條ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号但書及第十二條第二項（同法第二十三條ノ二及第五十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ商業登記法第八十條第十号、第八十二條第四号、第九十五條第六号及第九十六條第二号（同法第八十二條第四号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第二十八条ノ四 （同上）

一（二） （略）

三 国債、地方債若ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券（以下「国債等」ト謂フ）又ハ商工債券ノ所有者ニ対シ当該国債等又ハ商工債券ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

四 （同上）

イ（二） （略）

亦 商工債又八国債等ノ所有者
(略)

第二十八條ノ五 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第五号ノ業務ノ外左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 (略)

二 商工債ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

三 商工債又ハ国債等ノ所有者ヨリ主務省令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト

四 (略)

第二十八條ノ六 (略)

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又ハ「特定短期社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律第二条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画、同条第七項ニ掲グル特定社債又ハ同条第八項ニ掲グル特定短期社債ヲ謂フ

・ (略)

第二十八條ノ七 商工組合中央金庫ハ第二十八條、第二十八條ノ二又ハ第二十八條ノ四ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者ノ為ニ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 (略)

二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)ニ依リ担保付社債ニ關スル信託業務ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項ニ規定スル業務ニ關シテハ担保付社債信託法並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行ト看做ス

第四章 商工債

第三十一條 商工組合中央金庫ハ払込資本金及準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍ヲ限リ商工債(第三十三條ノ二ニ規定スル短期商工債ヲ除ク第三十三條及第三十四條ニ於テ同ジ)ヲ發行スルコトヲ得

第三十二條 商工債ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テ該債券ハ無記名式トス但シ応募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト為スコトヲ得

商工債ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

亦 商工債券又八国債等ノ所有者
(略)

第二十八條ノ五 (同上)

一 (略)

二 商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債券ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

三 商工債券又ハ国債等ノ所有者ヨリ主務省令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト

四 (略)

第二十八條ノ六 (略)

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又ハ「特定短期社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律第二条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画、同条第七項ニ掲グル特定社債又ハ同条第八項ニ掲グル特定短期社債(旧特定短期社債ヲ含ム)ヲ謂フ

・ (略)

第二十八條ノ七 (同上)

一 (略)

二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)ニ依リ担保付社債ニ關スル信託業務ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項ニ規定スル業務ニ關シテハ商法及担保付社債信託法並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行ト看做ス

第四章 商工債券

第三十一條 商工組合中央金庫ハ払込資本金及準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍ヲ限リ商工債券(第三十三條ノ二ニ規定スル短期商工債券ヲ除ク第三十三條及第三十四條ニ於テ同ジ)ヲ發行スルコトヲ得

第三十二條 商工債券ハ無記名式トス但シ応募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト為スコトヲ得

商工債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第三十三條 商工組合中央金庫ハ商工債借換ノ為一時第三十一條ノ制限ニ依ラズ商工債ヲ發行スルコトヲ得 前項ノ規定ニ依リ商工債ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ商工債ノ金額ニ相当スル發行済ノ商工債ヲ償還スベシ	第三十三條 商工組合中央金庫ハ商工債券借換ノ為一時第三十一條ノ制限ニ依ラズ商工債券ヲ發行スルコトヲ得 前項ノ規定ニ依リ商工債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行券面金額ニ相当スル旧商工債券ヲ償還スベシ
第三十三條ノ二 商工組合中央金庫ハ短期商工債（次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スル商工債ヲ謂フ）ヲ發行スルコトヲ得 （削る） 一 各商工債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト 二 元本ノ償還ニ付商工債ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未滿ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト 三 （略）	第三十三條ノ二 商工組合中央金庫ハ短期商工債券（次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スル商工債券ヲ謂フ）ヲ發行スルコトヲ得 一 契約ニ依リ商工債券ノ総額ガ引受ケラルルモノタルコト 二 各商工債券ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト 三 元本ノ償還ニ付商工債券ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未滿ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト 四 （略）
第三十四條 商工組合中央金庫ニ於テ商工債ヲ發行セントスルトキハ其ノ都度其ノ金額及条件ヲ予メ主務大臣ニ届出ツベシ	第三十四條 商工組合中央金庫ニ於テ商工債券ヲ發行セントスルトキハ其ノ都度其ノ金額及条件ヲ予メ主務大臣ニ届出ツベシ
第三十五條 商工債ノ消滅時効ハ元金ニ在リテ八十五年、利子ニ在リテ八十五年ヲ以テ完成ス	第三十五條 商工債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテ八十五年、利子ニ在リテ八十五年ヲ以テ完成ス
第三十七條 商工債ノ債券ノ模造ニ関シテハ通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）ヲ準用ス	第三十七條 商工債券ノ模造ニ関シテハ通貨及証券模造取締法ヲ準用ス
第三十八條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外商工債ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム	第三十八條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外商工債券ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第五十一條 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ三十万円以下ノ過料ニ処ス	第五十一條 （同上）
一七七 （略） ハ 本法又ハ本法ニ基キテ発スル政令ニ違反シテ商工債ヲ發行シタルトキ 九十一 （略）	一七七 （略） ハ 本法又ハ本法ニ基キテ発スル政令ニ違反シテ商工債券ヲ發行シタルトキ 九十一 （略）
第五十二條 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ二十万円以下ノ過料ニ処ス 一 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ	第五十二條 （同上） 一 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル登記ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ為シタルトキ
二丁四 （略）	二丁四 （略）

改正案	現行
第十二条の二十二 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 一 （略） 二 国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債の保有	第十二条の二十二 （同上） 一 （略） 二 国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債の保有

改 正 案	現 行
第十九条の二十二 日本小型自動車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 一 （略） 二 国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債の保有	第十九条の二十二 （同上） 一 （略） 二 国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

改正案

現行

目次

第一章（略）

第二章 中小企業等協同組合

第一節（第五節）（略）

第六節 解散及び清算並びに合併（第六十二条―第六十九条）

第三章（略）

第四章 登記

第一節 総則（第八十三条）

第二節 組合及び中央会の登記

第一款 主たる事務所の所在地における登記（第八十四条―第九十二条）

第二款 従たる事務所の所在地における登記（第九十三条―第九十五条）

第三節 登記の嘱託（第九十六条）

第四節 登記の手續等（第九十七条―第一百三条）

第五章・第六章（略）

附則

第二条 削除

（基準及び原則）

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならぬ。

一（四）（略）

2・3（略）

（名称）

第六条（略）

2（略）

3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を準用する。

目次

第一章（略）

第二章（同上）

第一節（第五節）（略）

第六節 解散及び清算（第六十二条―第六十九条）

第三章（略）

第四章 登記（第八十三条―第一百三条）

第五章・第六章（略）

附則

（登記）

第二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（基準及び原則）

第五条 組合は、この法律に別段の定めのある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならぬ。

一（四）（略）

2・3（略）

（名称）

第六条（略）

2（略）

3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二条第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

ロ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

4 11 (略)

(あつせん又は調停)

第九条の二の二 (略)

2 (略)

3 行政庁は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を付して公表することができる。

4 (略)

(倉荷証券の発行)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入）の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 (同上)

一 (同上)

イ 資本の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

ロ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

4 11 (略)

(あつせん又は調停)

第九条の二の二 (略)

2 (略)

3 行政庁は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 (略)

(倉荷証券の発行)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入）の規定を準用する。

4 (略)

(商法等の準用)

第九条の七の五 商法第二編第十章第 節第一款(第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

2 (略)

(信用協同組合)

第九条の八 (略)

2 5 (略)

6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債の発行)に規定する短期商工債

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項(全国連合会の短期債の発行)に規定する短期債

ニ 保険業法第六十一条の十第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債

へ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債の発行)に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(削る)

(1) (略)

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

4 (略)

(商法等の準用)

第九条の七の五 商法第三編第十章第 節第一款(第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

2 (略)

(信用協同組合)

第九条の八 (略)

2 5 (略)

6 (同上)

一 (同上)

イ (略)

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債の発行)に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

ニ 保険業法第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産

の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。)

へ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2) (略)

(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二・二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三の四（略）

7・8（略）

9 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために、次の事業を行うことができる。

一（略）

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

（削る）

10 信用協同組合は、前項に規定する事業に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

一の二・二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。

三の四（略）

7・8（略）

9（同上）

一（略）

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

10 信用協同組合は、第二項第十三号の事業を行う場合には、商法第六十八条第一項第八号ただし書、第七十條第二項、第七十五條第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一條第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び第二百八十條ノ十四（新株発行についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第七十八條（同法第二百一十一條第三項、第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七第四項（新株予約権の行使についての準用規定）及び第三百四十一條ノ十三第三項（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る払込取扱銀行についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第三百八十九條（同法第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二條第三項（社員の出資に係る払込取扱銀行についての準用規定）（同法第五十七條（資本増加についての準用規定））において準用する場合を含む。）、第二百八十條ノ六、第二百八十條ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一條ノ六第二項第三号並びに第三百四十一條ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二條第二項（同法第二十三條ノ二（会社が有する自己の持分の処分についての準用規定）及び第五十七條において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十條第十号、第八十二條第四号、第九十五條第六号及び第九十六條第二号（同法第八十二條第四号に係る部分に限る。）（登記の添付書類）の規定の適用については、銀行とみなす。

11 信用協同組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

25 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第三項から第六項まで及び第十項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

7 (略)

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第十条の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所

二 加入の年月日

三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(議決権及び選挙権)

第十一条 (略)

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第三十三条第四項第三号を除き、以下同じ。)により行うことができる。

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

25 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第三項から第六項まで、第十項及び第十一項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

7 (略)

(新設)

(議決権及び選挙権)

第十一条 (略)

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

4 6 (略)

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(自由脱退)

第十八条 (略)

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(創立総会)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 (略)

6 創立総会においてその延期又は続行の決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 創立総会については、第十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

4 6 (略)

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(自由脱退)

第十八条 (略)

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(創立総会)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 (略)

6 創立総会については、第十一条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「中小企業等協同組合法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(出資の第一回の払込み)

第二十九条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込みをさせなければならない。

(設立の無効の訴え)

第三十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)(及び第二項(第一号に係る部分に限る。)(、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)(、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条(設立の無効の訴え)の規定(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。))を準用する。

(定款)

第三十三条 組合の定款には、次の事項(火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。))を記載し、又は記録しなければならない。

一六 (略)

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八十二 (略)

十三 公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。))をする方法をいう。以下同じ。)

2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約

(出資の第一回の払込)

第二十九条 理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。

2 前項の第一回の払込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。

(商法の準用)

第三十二条 組合の設立については、商法第四百二十八条(監査役に係る部分を除く。)(株会社の設立の無効)の規定を準用する。

(定款)

第三十三条 組合の定款には、次の事項(火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。))を記載し、又は記録しなければならない。

一六 (略)

七 出資一口の金額及びその払込の方法

八十二 (略)

十三 公告の方法

2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 組合の定款には、前二項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約

した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

4| 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

(新設)

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

5| 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、

(新設)

同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

6| 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

(新設)

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

7| 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七條、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十二条第六項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

8| 第一項から第三項までに掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(新設)

(定款の備置き及び閲覧等)

第三十四条の二 組合は、定款、規約及び共済規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備え置かなければならない。

(新設)

2| 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

た財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 3| 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（役員）

第三十五条 （略）

2 （略）

- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

- 4 理事（企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。）の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

5 （略）

- 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

7 12 （略）

（組合と役員との関係）

第三十五条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従つ。

（役員の任期）

第三十六条 （略）

- 2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

- 3| 前二項の規定は、定款によつて、前一項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第三十六条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員）

第三十五条 （略）

2 （略）

- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

- 4 理事（企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

5 （略）

- 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。

7 12 （略）

（新設）

（役員の任期）

第三十六条 （略）

- 2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（新設）

（理事会）

第三十六条の二 組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事)

第三十六条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2| 理事については、会社法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定を準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとする。

3| 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の理事については、会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。

(監事)

第三十六条の四 監事は、理事の職務の執行（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事にあつては、会計に関するものに限る。）を監査する。

2| 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事については、会社法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(理事会の権限等)

第三十六条の五 組合は、理事会を置かなければならない。

2| 理事会は、すべての理事で組織する。

3| 組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の決議)

第三十六条の六 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上）をもつて行う。

2| 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3| 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

4| 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く）

第三十六条の三 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2| 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

。〔は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。〕

5| 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

6| 会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は、理事会の招集について準用する。

（理事会の議事録）

第三十六条の七 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2| 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3| 組合は、理事会の日（前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4| 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

5| 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（代表理事）

第三十六条の八 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2| 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（新設）

（新設）

3| 代表理事については、第三十六条の二、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十四条の規定を準用する。

（理事の自己契約）

第三十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法第百八条（自己契約及び双方代理）の規定を適用しない。

（役員の場合に対する損害賠償責任）

第三十八条の二 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

2| 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3| 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4| 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5| 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事 四

三 監事 二

6| 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7| 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8| 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

（理事の自己契約）

第三十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約及び双方代理）の規定を適用しない。

（理事の責任）

第三十八条の二 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2| 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3| 理事が第四十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4| 前項（第四十条第一項の書類に係る部分に限る。）の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事については、適用しない。

5| 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項（取締役の責任）の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の第一項の理事の責任については、同法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項（取締役の責任の免除）の規定を準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「中小企業等協同組合法第三十八条の二第二項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十三条」とあるのは、「同法第五十三条」と読み替えるものとする。

(役員(の第三者)に対する損害賠償責任)

第三十八条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為(信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イに掲げる行為を除く。)

イ 第四十条第一項に規定する決算関係書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員(の連帯責任))

第三十八条の四 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員(の責任を追及する訴え))

第三十九条 役員(の責任を追及する訴え)については、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等)

第四十条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下この条において「決算関係書類」という。)を監事に提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければ

(新設)

(新設)

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十九条 理事は、定款、規約及び共済規程を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3| 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数、払込済金額及びその払込の年月日

4| 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第四十条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

ならない。

2| 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3| 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(削る)

4| 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 前各項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

(削る)

(会計帳簿等の作成及び閲覧等)

第四十一条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2| 組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3| 第一項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

(新設)

2| 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3| 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4| 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

5 前各項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事、監事、組合員又は債権者については、適用しない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第四十条の二 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設)

(役員改選)

第四十二條 組合員は、総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 (略)

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 第一項の規定による改選の請求があつた場合（第三項の書面の提出があつた場合に限り、）には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による改選の請求があつた場合（第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限り、）には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

8 第五項又は第六項の場合については、第四十七條第二項及び第四十八條の規定を準用する。この場合において、第四十七條第二項中「組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあり、及び第四十八條後段中「組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たとき」とあるのは、「第四十二條第一項の規定による役員改選の請求があつたとき」と読み替えるものとする。

(削る)

(役員改選)

第四十一條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 (略)

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

(新設)

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(新設)

(新設)

5 前項の場合については、第四十七條第二項及び第四十八條の規定を準用する。

(商法等の準用)

第四十二條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法第五十五條（理事の代理行為）

(顧問)
第四十三条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)
第四十四条 (略)

2 参事については、会社法第十一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競業の禁止)並びに第十三条(表見支配人)の規定を準用する。

第四十五条 組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得て、組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

の委任)並びに商法第二百五十四条ノ三(取締役の義務)、第二百六十一条、第二百六十二条(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事については、同法第二百六十八条第八項(監査役の同意)の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の理事については、株式会社(監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十四条第一項及び第二項(小会社と取締役との間の訴えについての会社代表)の規定を、監事については、第三十八条の二及び商法第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の監事については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項(第二号を除く。)(及び第三項(報告を求め調査をする権限)の規定を、理事会については、商法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の招集)、第二百六十条ノ二第二項及び第三項(特別利害関係人の議決権)並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項まで(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第三十八条の二第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「商法第二百六十六条第五項」と、「第二百六十六条第七項(第三号を除く。)(から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、「第二百六十六条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く。)(、同条第八項及び第十項前段」と、同法第二百六十条ノ二第二項中「前項」とあるのは、「理事会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第三十六条の三第一項」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは、「第二百五十八條第一項」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と読み替えるものとする。

(顧問)
第四十三条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。但し、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)
第四十四条 (略)

2 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

第四十五条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

できる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 (略)

5 第二項の書面の提出があつた場合には、理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

6 第三項の電磁的方法による提供があつた場合には、理事は、第四項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事又は会計主任の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3・4 (略)

第四十八条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たときも同様である。

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

(新設)

3 (略)

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

(新設)

(新設)

第四十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3・4 (略)

第四十八条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてなければならない。

(新設)

3| 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第五十条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合)にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 (略)

(総会の議事)

第五十二条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・3 (略)

4 総会においては、第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

(特別の議決)

第五十三条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一五 (略)

六 第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

(延期又は続行の決議)

第五十三条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十九条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第五十三条の三 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として

(新設)

(通知又は催告)

第五十条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 (略)

(総会の議事)

第五十二条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・3 (略)

4 総会においては、第四十九条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときはこの限りでない。

(特別の議決)

第五十三条 (同上)

一五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

主務省令で定めるものをついているときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）

第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）

、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（出資一口の金額の減少）

第五十六条 組合は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（債権者の異議）

第五十六条の二 組合が出資一口の金額の減少をする場合には、組合の債権者は、当該組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

（商法の準用）

第五十四条 総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十九条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

（出資一口の金額の減少）

第五十六条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

（新設）

ならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い、同項第一号又は第三号に掲げる公告方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第一号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第一号の期間内に異議を述べたときは、組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十七条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで並びに第八百四十六條の規定（信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（責任共済等の事業の譲渡等）

第五十七条の二（略）

2・3 （略）

4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転については、第五十六条から第五十七条までの規定を準用する。

（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）

第五十七条の三（略）

2 信用協同組合等は、総会の議決を経て、銀行の事業の一部又は他の信用協同組合等、信用金庫若しくは労働金庫の事業の全部若しくは一部を譲り受けることができる。この場合にお

第五十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（監査役に係る部分を除く。）（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（責任共済等の事業の譲渡等）

第五十七条の二（略）

2・3 （略）

4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転については、第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。

（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）

第五十七条の三（略）

2 信用協同組合等は、総会の議決を経て、銀行の営業の一部又は他の信用協同組合等、信用金庫若しくは労働金庫の事業の全部若しくは一部を譲り受けることができる。

いて、その対価が最終の貸借対照表により当該信用協同組合等に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を要しない。

3| 信用協同組合等が前項後段の規定により総会の議決を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合において、信用協同組合等の総組合員又は総会員の六分の一以上の組合員又は会員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を信用協同組合等に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

4| 信用協同組合等が第二項後段の規定により総会の議決を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、信用協同組合等は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約の相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は組合員若しくは会員に通知しなければならない。

5| 第一項の事業の譲渡又は第二項の事業の譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6| 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条の規定を準用する。

7| 信用協同組合等は、第二項の事業の全部又は一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、信用協同組合等の事業に関する法令により、当該信用協同組合等の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該信用協同組合等について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六節 解散及び清算並びに合併

（解散の事由）

第六十二条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 三 （略）

四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

五 （略）

2 4 （略）

（合併契約）

（新設）

3| 前二項の事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4| 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条第三項の規定を準用する。

5| 信用協同組合等は、第二項の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、信用協同組合等の事業に関する法令により、当該信用協同組合等の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該信用協同組合等について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六節 解散及び清算

（解散の事由）

第六十二条 （同上）

一 三 （略）

四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

五 （略）

2 4 （略）

（合併の手続）

第六十三条 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

(吸収合併)

第六十三条の二 組合が吸収合併（組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する組合（以下この章において「吸収合併存続組合」という。）及び吸収合併により消滅する組合（以下この章において「吸収合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 吸収合併存続組合の地区及び出資一口の金額（吸収合併存続組合が企業組合である場合にあっては、出資一口の金額）

三 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め

五 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この章において「効力発生日」という。）

六 その他主務省令で定める事項

(新設合併)

第六十三条の三 二以上の組合が新設合併（二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する組合（以下この章において「新設合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 新設合併により設立する組合（以下この章において「新設合併設立組合」という。）の事業、名称、地区、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額（新設合併設立組合が企業組合である場合にあっては、事業、名称、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額）

第六十三条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第五十六条及び第五十七条（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の合併については、第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の合併について準用する第五十六条第一項中「作らなければならない」とあるのは、「作成し、かつ、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の債権者の閲覧に供するため、これらの書類をこれらの組合と合併する他の組合の貸借対照表とともに主たる事務所に備えて置かなければならない」と読み替えるものとする。

3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

(新設)

(新設)

- 三 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
- 五 その他主務省令で定める事項

(吸収合併消滅組合の手続)

第六十三条の四 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の会日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 吸収合併消滅組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

4| 吸収合併消滅組合については、第五十六条の二の規定を準用する。

5| 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。

6| 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

7| 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第六十五条の規定を適用する。

(吸収合併存続組合の手続)

第六十三条の五 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(新設)

(新設)

- 1| 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の会日の二週間前の日
- 2| 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日
- 3| 第六項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2| 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。
 - 1| 前項の書面の閲覧の請求
 - 2| 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 3| 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 4| 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3| 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅組合の総組合員数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。
- 4| 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
- 5| 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二十日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
- 6| 吸収合併存続組合については、第五十六条の二の規定を準用する。
- 7| 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 8| 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 9| 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

	一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
	(新設合併消滅組合の手続) 第六十三条の六 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 一 第三項の総会の会日の二週間前の日 二 第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
2	新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。 一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
3	新設合併消滅組合は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。
4	新設合併消滅組合については、第五十六条の二の規定を準用する。
	(新設合併設立組合の手続等) 第六十四条 第四節(第三十条を除く。)の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。
2	(略)
3	(略)
4	第二項の規定による設立委員の選任については、第五十三条の規定を準用する。
5	第二項の規定による役員を選任については、第三十五条第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。
6	新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した

	(新設)
1	(略)
2	(略)
3	第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三条の規定を準用する。
4	第一項の規定による役員を選任については、第三十五条第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。
	(新設)
	第六十四条 (新設)

新設合併消滅組合の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7| 新設合併設立組合は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8| 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の効果)

第六十五条 吸収合併存続組合は、効力発生日又は次条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基つて有する権利義務を含む。次項において同じ。）を承継する。

2| 新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務を承継する。

(合併の認可)

第六十六条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2| 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

(合併の無効の訴え)

第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし

(新設)

(新設)

(合併の時期及び効果)

第六十五条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第八十九条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2| 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(商法等の準用)

第六十六条 組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）の合併については、商法第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで（合名会社の合併の無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（第百三十五條ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の合併については、商法第四百十五條（株式会社の合併の無効）及び非訟事件手続法第百三十五條ノ八の規定を準用する。）

第六十七条 削除

書を除く。）並びに第八百四十六條（合併の無効の訴え）の規定（信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては、同法第八百六十八條第五項、第八百七十一條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條（非訟）の規定を準用する。

（清算人）

第六十八條 （略）

2 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六六條の三において準用する保険業法第百三十三條の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第六十九條第一項において準用する会社法第四百七十八條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

（会社法の準用等）

第六十九條 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五條（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六條、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一條、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百九十二條第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三條まで、第五百七條（株式会社の清算）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十條（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については、第三十五條の三、第三十六條の二、第三十六條の三第一項及び第二項、第三十六條の五から第三十八條の四まで、第四十條第一項から第三項まで、第四十七條第二項から第四項まで並びに第四十八條の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除き、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の清算人については、同法第三百五十三條及び第三百六十四條の規定を準用する。この場合において、第四十條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九條第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合

（清算人）

第六十八條 （略）

2 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六六條の三において準用する保険業法第百三十三條の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第六十九條において準用する商法第四百七十七條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

（商法等の準用）

第六十九條 組合の解散及び清算については、商法第百十六條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第四百七十七條第二項、第四百十八條、第四百十九條第一項及び第三項本文、第四百二十一條から第四百二十四條まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條第一項及び第三項（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條並びに第百三十八條ノ三（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第三十六條の二から第四十條の二まで、第四十七條第二項から第四項まで及び第四十八條並びに商法第百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ三（取締役の義務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の招集）、第二百六十條ノ二第二項及び第三項（特別利害関係人の議決権）、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一條（代表取締役）、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二、第二百六十八條ノ三（取締役に対する訴え）並びに第二百七十二條（株主の差止請求権）の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の清算人については、同法第二百六十八條第八項（監査役の同意）の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の清算人については、株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項（小会社と取締役との間の訴えについての会社代表）の規定を準用する。この場合において、第三十八條の二第五項中「信用協同組

員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(議決権及び選挙権)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 会員は、定款の定めるところにより、第八十二条の十第四項において準用する第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。

4~8 (略)

(加入)

第七十九条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

2・3 (略)

(創立総会)

第八十二条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の第一項の理事の責任については、同法第二百六十六条第七項(第三号を除く。)から第九項まで、第十項前段及び第十七項(取締役の責任の免除)の規定を準用する」とあるのは「準用する」と、第四十条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百六十条ノ二第二項中「前項」とあるのは「清算人会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条ニ於て準用スル同法第三十六条の三第一項」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十八条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(議決権及び選挙権)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 会員は、定款の定めるところにより、第八十二条の十第四項において準用する第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。

4~8 (略)

(加入)

第七十九条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2・3 (略)

(創立総会)

第八十二条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、前項の規定は、適用しない。

3 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

4 創立総会の決議については、第二十七条第二項から第五項まで及び第七十七条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（定款）

第八十二条の四 中央会の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 八（略）

九 公告方法

（準用規定）

第八十二条の八 中央会については、第十条の二、第三十四条の二及び第四十条第四項の規定を、会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第六項から第十二項まで、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条並びに第三十六条の三第一項の規定を、会長については、第三十八条並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第五十五条（理事の代表行為の委任）の規定を、理事については、第四十条第一項から第三項までの規定を、監事については、第三十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第八項中「一人」とあるのは、「一人（全国中央会にあつては、選挙権一個）」と、第三十八条中「理事会」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

（総会）

第八十二条の十（略）

2 会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、いつでも臨時総会を招

2 創立総会については、第二十七条第一項から第五項まで及び第七十七条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは、「中小企業等協同組合法第八十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（定款）

第八十二条の四 中央会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 八（略）

九 公告の方法

（商法等の準用）

第八十二条の八 会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第六項から第十二項まで、第三十五条の二並びに第三十六条並びに商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）及び第二百五十四条ノ三（取締役の義務）の規定を、会長については、第三十八条、第三十九条及び第四十条並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定を、監事については、第三十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第八項中「一人」とあるのは、「一人（全国中央会にあつては、選挙権一個）」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

（総会）

第八十二条の十（略）

2 会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時総会を招

集することができる。

3 (略)

4 総会については、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第五十三条の二並びに第五十三条の三の規定を、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、及び第四十八条中「理事」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(民法の準用等)

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第三十五条の三、第三十六条の三第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項から第三項まで、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十一項及び第二項並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

2| 中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央会の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第一節 総則

(登記の効力)

第八十三条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 組合及び中央会の登記

集することができる。

3 (略)

4 総会については、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、第四十八条中「理事」とあるのは、「会長」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(民法等の準用)

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七条、第三百三十八条並びに第三百三十八条ノ三（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十一項及び第二項、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）並びに商法第二百五十四条第三項（会社と取締役との関係）及び第二百五十四条ノ三（取締役の義務）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第一款 主たる事務所の所在地における登記

(組合等の設立の登記)

第八十四条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十九条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に行なわれなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項（企業組合の設立の登記にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を登記しなければならない。

一 三 (略)

四 事務所の所在場所

五 (略)

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

七 (略)

八 公告方法

九 第三十三条第四項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第三十三条第五項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

3 中央会の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可があつた日から二週間以内に行なわれなければならない。

4 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 二 (略)

三 事務所の所在場所

四 (略)

五 公告方法

(削る)

(削る)

(新設)

(設立の登記)

第八十三条 組合は、第二十九条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一 三 (略)

四 事務所

五 (略)

六 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

七 (略)

八 数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

九 公告の方法

3 中央会は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

4 中央会の設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 二 (略)

三 事務所

四 (略)

五 公告の方法

5 組合又は中央会は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、第二項又は前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第八十四条 組合又は中央会の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前条第二項又は第四項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(変更の登記)

第八十五条 組合又は中央会（以下この章において「組合等」という。）において前条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第八十六条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる組合等の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

- 一 組合 第八十四条第二項各号に掲げる事項
- 二 中央会 第八十四条第四項各号に掲げる事項

(削る)

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第八十七条 次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

- 一 組合 組合を代表する理事
- 二 中央会 会長

(参事の登記)

第八十八条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(吸収合併の登記)

(事務所の移転の登記)

第八十五条 組合又は中央会が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第八十三条第二項又は第四項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条第二項又は第四項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

(変更の登記)

第八十六条 第八十三条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第八十三条第二項第五号の事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。

(組合の代表理事又は中央会の会長の職務執行停止等の登記)

第八十六条の二 組合を代表する理事若しくは中央会の会長の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第八十七条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

(解散の登記)

第八十八条 組合又は中央会が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第八十九条 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併により消滅する組合については解散の登記をし、吸収合併後存続する組合については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第九十条 二以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併により消滅する組合については解散の登記をし、新設合併により設立する組合については設立の登記をしなければならない。

一 第六十三条の六第三項の総会の決議の日

二 第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二の規定による手続が終了した日

三 新設合併により消滅する組合が合意により定めの日

四 第六十六条第一項の認可を受けた日

(解散の登記)

第九十一条 第六十二条第一項第一号若しくは第四号又は第八十二条の十三第一項第一号の規定により組合等が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第九十二条 清算が結了したときは、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

一 組合 第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日

二 中央会 第八十二条の十七の承認の日

第二款 従たる事務所の所在地における登記

(従たる事務所の所在地における登記)

第九十三条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

第八十九条 組合が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第八十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

第九十条 削除

(清算結了の登記)

第九十一条 組合又は中央会の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十二条 組合又は中央会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿を備える。

(新設)

(設立の登記の申請)

第九十三条 組合又は中央会の設立の登記の申請書には、組合にあつては定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を、中央会にあつては定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第六十三条第二項において準用する第五十六条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権

二 新設合併により設立する組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第九十条に規定する日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
二 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第九十四条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第九十五条 第八十九条、第九十条及び第九十二条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第八十九条に規定する変更の登記は、第九十三条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産の信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

第九十四条 削除

（事務所の新設等の登記の申請）

第九十五条 組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第八十三条第二項若しくは第四項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十六条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は出資一口の金額の減少若しくは合併をして、もその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 組合の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

第三節 登記の嘱託

（新設）

第九十六条 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 組合の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 行政庁は、第百六条第四項の規定により組合等の解散を命じたときは、遅滞なく、解散の登記を嘱託しなければならない。

第四節 登記の手続等

（管轄登記所及び登記簿）

第九十七条 組合等の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2| 各登記所に、事業協同組合登記簿、事業協同小组合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第九十八条 組合等の設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2| 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一| 組合 定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面

二| 中央会 定款及び代表権を有する者の資格を証する書面

（変更の登記の申請）

第九十六条 削除

（新設）

（解散の登記の申請）

第九十七条 第八十八条の規定による組合又は中央会の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2| 行政庁が組合又は中央会の解散を命じた場合における第八十八条の規定による解散の登記は、行政庁の嘱託によつてする。

第九十八条及び第九十九条 削除

第九十九条 組合等の事務所の新設若しくは移転又は第八十四条第二項各号若しくは第四項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項各号若しくは第四項各号に掲げる事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

21 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第一百条 第九十一条の規定による組合等の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第一百一条 組合等の清算結了の登記の申請書には、清算人が第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の規定又は第八十二条の十七の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（吸収合併による変更の登記の申請）

第一百二条 組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、第八十四条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、第六十三条の四第四項及び第六十三条の五第六項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（第六十三条の四第四項及び第六十三条の五第六項において準用する第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第一号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに吸収合併により消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第一百条 組合又は中央会の清算結了の登記の申請書には、清算人が第六十九条において準用する商法第四百二十七条第一項又は第八十二条の十七の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

（設立無効等の登記の手續）

第一百一条 組合の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合には、非訟事件手続法第三百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）及び第四百十条（囑託書の添付書面）の規定を準用する。

（登記事項の公告）

第一百二条 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

（新設合併による設立の登記の申請）

第百二条の二 組合の新設合併による設立の登記の申請書には、第九十八条第二項第一号に定める書面のほか、第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに新設合併により消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書添付しなければならない。

（商業登記法の準用）

第百三条 組合等の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項（株式会社の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条（第十五号に係る部分に限る。）、（申請の却下）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第七十九条、第八十二条及び第八十三条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中、「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中、「会社法第九百三十条第一項各号」とあるのは、「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中、「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

（排除措置）

第百七条 公正取引委員会は、組合（事業協同小組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人を超え、ものが実質的に小規模の事業者でないと認めるときは、この法律の目的を達成するために、次条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

（新設）

（商業登記法の準用）

第百三条 組合又は中央会の登記については、商業登記法第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項（合名会社の登記）並びに第七十条から第二百条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条第十三号及び第十五号（申請の却下）、第二十七条（類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条並びに第七十条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中、「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第五十六条第二項中、「商法第六十四条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第八十三条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中、「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による」と読み替えるものとする。

（排除措置）

第百七条 公正取引委員会は、組合（事業協同小組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人を超え、ものが実質的に小規模の事業者でないと認めるときは、この法律の目的を達成するために、第百八条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

(所管行政庁)

第百十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第二項及び第七十四条第二項（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、左の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を越えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第四号において同じ。）以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域を越えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 第六（略）
2 6（略）

第百十三条 組合が第七条第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百五条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

(削る)

第百十四条の二 組合又は中央会が第百六条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、三十万円以下の罰金に処する。

(所管行政庁)

第百十一条 (同上)

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を越えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第四号において同じ。）以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域を越えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 第六（略）
2 6（略）

第百十三条 組合が第七条第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百五条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合又は中央会に対して同項の罰金刑（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑）を科する。

第百十四条の二 組合又は中央会が第百六条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、十万円以下の罰金に処する。

第百十四條の三 第三十三條第七項において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十四條の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十四條 同条の罰金刑（信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑）

二 前条 同条の罰金刑

第百十四條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十三條第七項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十三條第七項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百十四條の六 （略）

第百十四條の七 （略）

第百十五條 次の掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第九條の二第三項（第九條の九第四項において準用する場合を含む。）又は第九條の七の二第二項の規定に違反したとき。

四 第九條の八第三項（第九條の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、預金又は定期積金の受入れをしたとき。

五 第九條の八第四項（第九條の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

六 第九條の九第二項又は第三項の規定に違反したとき。

（新設）

（新設）

（新設）

第百十四條の三 （略）

第百十四條の四 （略）

第百十五條 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第九條の二第三項（第九條の九第四項において準用する場合を含む。）又は第九條の七の二第二項の規定に違反したとき。

四 第九條の八第三項（第九條の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

五 第九條の八第四項（第九條の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

六 第九條の九第二項又は第三項の規定に違反したとき。

七 第十条の二若しくは第三十四条の二（これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第五十七条の二の二第四項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八 第十四条又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第十九条第二項（第八十条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条の三第一項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一 第三十一条、第三十五条の二（第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十二条第二項又は第八十二条の十三第二項の規定に違反したとき。

十二 第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十三 第三十五条第六項（第八十二条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十五 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十六 第三十七条第一項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項

三 第十四条又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第十九条第二項（第八十条第三項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

五 第二十七条第六項、第五十四条、第八十二条第二項若しくは第八十二条の十第四項において準用する商法第二百四十四条第一項から第三項まで、第四十二条若しくは第六十九条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項から第三項まで、第六十九条において準用する商法第四百九条第一項又は第八十二条の十五の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条、第三十五条の二（第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十二条第二項又は第八十二条の十三第二項の規定に違反したとき。

六の二 第三十五条第六項（第八十二条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第三十七条第一項（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八において準用する場合を含む。）又は第二項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七の二 第三十八条の二第五項（第四十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

八 第三十九条又は第四十条（以上の各規定を第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八の二 第四十条の二（第六十九条において準用する場合を含む。）又は第四十二条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

九 第四十二条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項又は第六十九条において準用する商法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第四十六条又は第八十二条の十第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十六条第二項（第五十七条の二の二第四項又は第六十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十二条の十八において準用する民法第七十九条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

において準用する場合を含む。又は第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十八 第四十六条又は第八十二条の十第一項の規定に違反したとき。

十九 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第四項において準用する第五十六条第一項の規定若しくは第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第五項の規定に違反して責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡、責任共済等の事業に係る財産の移転若しくは組合の合併をしたとき。

二十 第五十六条の二第二項（第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき又は不正の公告をしたとき。

二十一 第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。

二十二 第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二十三 清算の結了を遅延させる目的で、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十四 第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十五 第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定又は第八十二条の十六の規定に違反して、組合又は中央会の財産を分配したとき。

二十六 第一百五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき¹。

二十七 第一百五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十五條の二 第六條第三項において準用する会社法第八條第一項の規定に違反した者は、十萬円以下の過料に処する。

十二 第五十六条若しくは第五十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第四項若しくは第六十三条第二項において準用する第五十六条若しくは第五十七条第二項の規定に違反して責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡、責任共済等の事業に係る財産の移転、組合の合併をしたとき。

十三 第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。

十四 第六十一条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十五 第六十九条において準用する商法第三百三十一条又は第八十二条の十六の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六 第六十九条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第六十九条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八 第一百五条の二の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十九 第一百五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十五條の二 不正の競争の目的で登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、十萬円以下の過料に処する。第六條第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も同様である。

改 正 案

現 行

（登録の基準） 第二十七条 主務大臣は、第二十五条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、主務省令で定める。	（登録の基準） 第二十七条 （同上）
一 （略） 二 登録申請者が、その申請に係る鉱工業品又はその加工技術の区分に係る鉱工業品を製造し、輸入し、販売し、加工し、又は輸出する事業者（以下この号及び第三十五条第二項において「被認証事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、被認証事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ （略）	一 （略） 二 （同上） イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、被認証事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ （略）
2 （略） （財務諸表等の備置き及び閲覧等） 第三十五条 国内登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備え置かなければならない。	2 （略） （財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第三十五条 国内登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

改 正 案

現 行

（長期借入金及び貿易保険債券）

第十七条 （略）

2）5 （略）

6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 （略）

7 （略）

（準用）

第二十五条 日本貿易保険の貿易保険の事業については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「損害力第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ」とあるのは、「普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若クハ海外事業資金貸付保険ニ付キ貿易保険法第二十七条第二項、第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十六條第二項、第四十九條第二項、第五十二条第二項若クハ第五十四條第二項ニ規定スル損失力生シタル場合又ハ輸出形形保険ニ付キ銀行等力荷為替手形ノ満期ニ於テ支払ヲ受クルコトヲ得サリシ場合若クハ荷為替手形ニ付キ遡求ヲ受ケテ支払ヒタル場合ニ於テ」と読み替えるものとする。

（長期借入金及び貿易保険債券）

第十七条 （略）

2）5 （略）

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 （略）

（準用）

第二十五条 日本貿易保険の貿易保険の事業については、商法第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「損害力第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ」とあるのは、「普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若クハ海外事業資金貸付保険ニ付キ貿易保険法第二十七条第二項、第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十六條第二項、第四十九條第二項、第五十二条第二項若クハ第五十四條第二項ニ規定スル損失力生シタル場合又ハ輸出形形保険ニ付キ銀行等力荷為替手形ノ満期ニ於テ支払ヲ受クルコトヲ得サリシ場合若クハ荷為替手形ニ付キ遡求ヲ受ケテ支払ヒタル場合ニ於テ」と読み替えるものとする。

改正案	現行
第二条（略） 2 前条第一項の貸付金を借り入れた電気事業会社は、<u>会社法（平成十七年法律第 号）第四百四十条第一項又は第二項の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。</u> 3 前項の電気事業会社は、<u>会社法第四百四十条第三項の規定による措置を執る場合には、同項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。</u>	第二条（略） 2 前条第一項の貸付金を借り入れた電気事業会社は、<u>商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第四項及び第五項又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十六条第二項及び第三項（同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。</u> 3 前項の電気事業会社は、<u>商法第二百八十三条第七項前段又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第五項前段（同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各項に規定する措置を執る場合には、当該各項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。</u>

改正案

現行

目次

第一章（略）

第二章 商品取引所

第一節（略）

第二節 会員商品取引所

第一款 第三款（略）

第四款 計算（第六十四条―第六十八条の三）

第五款（略）

第三節 第五節（略）

第六節 合併

第一款 総則（第百三十九条）

第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併（第百四十条・第百四十一条）

第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併（第百四十二条・第百四十三条）

）

第四款 会員商品取引所の合併の手続（第百四十四条―第百四十四条の四）

第五款 株式会社商品取引所の合併の手続

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の五―第百四十四条の十一）

の十一）

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の十二―第百四十四条の十七）

条の十七）

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の十八・第百四十四条の十九）

条の十九）

第六款 合併の効力の発生等（第百四十五条―第百五十四条）

第七節 第八節（略）

第三章（略）

第四章 商品取引員

第一節 第二節（略）

第三節 合併、分割及び事業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）

第四節（略）

第五章 第八章（略）

目次

第一章（略）

第二章（同上）

第一節（略）

第二節（同上）

第一款 第三款（略）

第四款 計算（第六十四条―第六十八条）

第五款（略）

第三節 第五節（略）

第六節 合併（第百三十九条―第百五十四条）

第七節 第八節（略）

第三章（略）

第四章（同上）

第一節 第二節（略）

第三節 合併、分割及び営業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）

第四節（略）

第五章 第八章（略）

(定款)

第十一条 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 十五 (略)

十六 公告方法(会員商品取引所が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)

3 (略)

4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存続期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

5 第一項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6 会員商品取引所は、公告方法として、当該会員商品取引所の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第 号)第二第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)

7 会員商品取引所が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

8 会員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

9 会員商品取引所が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、

(定款)

第十一条 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名しなければならない。

2 (同上)

一 十五 (略)

十六 公告の方法

3 (略)

4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十六条第三項の規定は、第一項の定款について準用する。この場合において、同条第三項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「商品取引所法第十一条第八項の規定にかかわらず、同項」と、同法第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品取引所法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(加入の申込み)

第十二条 発起人は、会員商品取引所の設立に際して、あらかじめ、その会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 定款に記載し、又は記録した事項
- 二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 三 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 四 一定の時期までに創立総会が終わらなかったときは、加入の申込みを取り消すことができること。

2 理事長は、会員商品取引所の成立後にその会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 成立の年月日
- 二 定款に記載し、又は記録した事項
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 出資の払込みの方法、期限及び場所

3 会員商品取引所の会員になろうとする者（発起人を含む。）は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載した書面を発起人（成立後にあつては、理事長。次項において同じ。）に交付しなければならない。

4 会員商品取引所の会員になろうとする者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該会員になろうとする者は、同項の書面を交付したものとみなす。

(創立総会)

第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第一項第三号に定める

(新設)

(加入申込証)

第十二条 会員商品取引所の会員になろうとする者（発起人を含む。）は、加入申込証に住所及びその引き受けるべき出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載して、これに署名しなければならない。

2 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 定款に記載し、又は記録した事項
- 二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 三 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 四 一定の時期までに創立総会が終わらなかったときは、加入の申込みを取り消すことができること。

3 会員商品取引所の成立後の加入申込証は、理事長が作り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 成立の年月日
- 二 定款に記載し、又は記録した事項
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 出資の払込みの方法、期限及び場所

4 商法第七十五条第五項、第七項及び第八項の規定は、会員商品取引所の加入の申込みについて準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「発起人」とあるのは「発起人（会員商品取引所ノ成立後ニ在リテハ理事長）」と、「株式申込証」とあるのは「加入申込証」と、「株式申込人」とあるのは「会員商品取引所ノ加入ノ申込ヲ為サントスル者」と、同条第八項中「株式申込証」とあるのは「加入申込証」と、同項において準用する同法第三十三条ノ第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第二項第三号に定める

出資の払込みの期限となつてゐる日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。

25 (略)

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八項において準用する第五十九条第八項本文及び第十項の規定は、適用しない。

71 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

81 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

（許可の基準及び意見の聴取）

第十五条 (略)

2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ リ (略)

又 会社法第三百三十一条第三号に掲げる者

ル ヲ (略)

二 (略)

3 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をす

出資の払込みの期限となつてゐる日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。

25 (略)

6 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第四項まで及び第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商品取引所法第十三条第六項ニ於テ準用スル同法第五十九条第八項本文及第十項」と、同法第二百四十四条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替へるものとする。

（新設）

（新設）

（許可の基準及び意見の聴取）

第十五条 (略)

2 (同上)

一 (同上)

イ リ (略)

又 商法第二百五十四条ノ二第三号に掲げる者

ル ヲ (略)

二 (略)

3 主務大臣は、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をす

る会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4～9 (略)

10 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発ししなければならない。

11 (略)

(会社法の準用)

第十八条 会社法第五十三条から第五十六条までの規定は、会員商品取引所の発起人について準用する。

21 会社法第七編第二章第一節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えについて準用する。

(設立の登記)

第二十條 (略)

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一・二 (略)

三 事務所の所在場所

四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

五・七 (略)

八 公告方法

九 第十一条第六項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受け

る会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4～9 (略)

10 主務大臣は、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11 (略)

(商法の準用)

第十八条 商法第九十三条、第九十四条及び第九十六条の規定は会員商品取引所の発起人について、同法第四百二十八条の規定は会員商品取引所の設立について準用する。

(設立の登記)

第二十條 (略)

2 (同上)

一・二 (略)

三 事務所

四 存立の期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

五・七 (略)

八 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九 公告の方法

るために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

□ 第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

3
(略)

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第二十四条 理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(設立の無効の登記の手続)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「商品取引所法第二十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において商品取引所法第二十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

3
(略)

(理事長の職務執行停止等の登記)

第二十四条 理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(設立無効の登記の手続)

第二十八条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ六及び第百四十条の規定は、会員商品取引所の設立を無効とする判決が確定した場合について準用する。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第百七条から第百二十条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「商品取引所法第二十条第二項」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

4・5 (略)

(持分の差押えによる脱退)

第四十四条 (略)

2 前項ただし書の予告は、同項の会員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。

3 会員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

(会員商品取引所と役員との関係)

第五十条の二 会員商品取引所と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(定款等の備置き及び閲覧等)

第五十七条 会員商品取引所は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員商品取引所は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備え置かなければならない。

3 (略)

4 会員及び会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項又は第二項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は第二項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項又は第二項の書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について

4・5 (略)

(持分の差押えによる脱退)

第四十四条 (略)

2 商法第九十条及び第九十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(新設)

(新設)

(定款等の備置き及び閲覧等)

第五十七条 理事長は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事長は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 (略)

4 会員及び会員商品取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、会員商品取引所の定める費用を支払わなければならない。

一 第一項及び第二項の書類の閲覧の請求

二 第一項及び第二項の書類の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項及び第二項の書類の作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること又は当該情報の内容を記載した書面の交付の請求

5 理事長は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(商法等の準用)

第五十八条 商法第二百五十四条第三項、第二百六十六条第五項、第二百六十七条第一項及び

、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條並びに会社法第三百四十九條第四項及び第五項、第三百五十條、第三百五十四條並びに第三百六十一條の規定は理事長及び理事について、第五十三條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四條中「前條第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三條第一項」と、同法第四百三十條中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（延期又は続行の決議）

第六十二條の二 会員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第五十九條第八項本文の規定は、適用しない。

（議事録）

第六十二條の三 会員総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（会社法の準用）

第六十三條 会社法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の作成）

第六十六條 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類等」という。）を作成しなければならない。

2 決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

（決算関係書類等の提出等）

第三項から第七項まで並びに第二百六十八條から第二百六十八條ノ三までの規定は理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條並びに商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百六十二條及び第二百六十九條の規定は理事長及び理事について、第五十三條及び商法第二百七十八條の規定は監事について準用する。この場合において、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（商法等の準用）

第六十三條 商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第四項まで及び第二百四十七條から第二百五十二條までの規定は会員総会について、非訟事件手続法第三百九條（第六号に係る部分に限る。）及び第四百十條の規定は会員総会（創立總會を含む。）の決議を取り消し、又はその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合について準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商品取引所法第五十九條第八項」と、同法第二百四十四條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の提出）

第六十六條 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「決算関係書類等」という。）を監事に提出しなければならない。

（決算関係書類等の記載事項等）

第六十七条 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、決算関係書類等（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を監事に提出し、又は提供しなければならない。

（決算関係書類等の承認及び報告）

第六十八条 決算関係書類等（財産目録及び業務報告書を除く。）は、通常会員総会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会に報告しなければならない。

（決算関係書類等の備置き及び閲覧等）

第六十八条の二 会員商品取引所は、決算関係書類等を、通常会員総会の会日の二週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員商品取引所は、決算関係書類等の写しを、通常会員総会の会日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをつつているときは、この限りでない。

3 会員及び会員商品取引所の債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

1 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

第六十七条 決算関係書類等に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、主務省令で定める。

（商法の準用）

第六十八条 商法第二百八十一条第二項及び第三項、第二百八十二条第一項及び第二項、第二百八十三条第一項及び第四項並びに第二百八十五条の規定は、会員商品取引所の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第二項中「前項第一号又八第四号二掲グルモノ」とあるのは「財産目録、貸借対照表又八剰余金処分案若八損失処理案」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十一条第三項中「第一項第二号若八第三号二掲グル書類又八同項ノ附属明細書」とあるのは「損益計算書又八業務報告書」と、同法第二百八十二条第一項中「第二百八十一条第一項二掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第六十六条二規定スル決算関係書類等」と、同法第二百八十一条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは「会員及会員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは「事業時間内」と、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十三条第一項中「第二百八十一条各号二掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第六十六条二規定スル決算関係書類等（財産目録ヲ除ク）」と、「同項第三号二掲グルモノ」とあるのは「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号二掲グルモノ」とあるのは「同条二規定スル決算関係書類等（財産目録及業務報告書ヲ除ク）」と、同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

（新設）

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(貸借対照表の公告)

第六十八条の三 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、通常会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(会員商品取引所の解散)

第六十九条 会員商品取引所は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

二 六 (略)

(残余財産の分配)

第七十一条の二 残余財産は、会員の出資口数に応じて分配しなければならない。

(清算結了の登記)

第七十三条 会員商品取引所の清算が終了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第七十五条 第七十三条の規定による登記の申請書には、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(会員商品取引所の合併の認可等)

第七十六条 (略)

2 会員商品取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

二 四 (略)

(新設)

(会員商品取引所の解散)

第六十九条 (同上)

一 定款で定めた存立期間の満了又は解散事由の発生

二 六 (略)

(新設)

(清算結了の登記)

第七十三条 会員商品取引所の清算が終了したときは、第七十七条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第七十五条 第七十三条の規定による登記の申請書には、清算人が第七十七条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(会員商品取引所の合併の認可等)

第七十六条 (略)

2 (同上)

一 定款で定めた存立期間の満了又は解散事由の発生

二 四 (略)

(会社法等の準用等)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第四項、第四百八十一條、第四百八十二條第二項、第四百八十三條第四項から第六項まで、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百九十二條第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三條まで、第五百七條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)(第三十五條第二項及び第四十條の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、会社法第四百九十二條第一項及び第五百七條第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告」とあるのは「公告」と読み替えるものとする。)

2| 第四十八條第二項及び第三項、第五十條の二、第五十三條、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條、第六十二條の三並びに第六十六條から第六十八條の三まで並びに会社法第三百六十一條、第四百二十四條、第四百三十條、第五百九十九條及び第六百條の規定は、会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。)の規定は、会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六條第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四條中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三條第一項」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 会員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4| 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5| 商業登記法第七十一條第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

(許可の申請)

第七十九條 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣

(商法等の準用)

第七十七條 商法第一百六條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十八條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百一十一條、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百十九條、第四百二十一條から第四百二十五條まで、第四百二十六條第一項並びに第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで並びに第三百三十八條ノ三の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、商法第四百十九條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と読み替えるものとする。

2| 第四十八條第二項及び第三項、第五十三條、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條並びに第六十六條並びに商法第七十六條から第七十八條まで、第二百四十四條第二項から第四項まで、第二百四十七條、第二百四十九條、第二百五十四條第三項、第二百六十六條第五項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで、第二百七十八條、第二百八十二條第一項及び第二項並びに第二百八十三條第一項及び第四項の規定は、会員商品取引所の清算人について準用する。この場合において、第六十六條中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第七十六條及び第七十七條第一項中「総社員ノ同意」とあるのは「会員総会ノ決議」と、同法第二百四十四條第四項中「第一項」とあるのは「第二項」と、同項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百八十二條第一項中、第二百八十一條第一項二掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第七十七條第二項ニ於テ準用スル同法第六十六條二規定スル決算関係書類等」と、同条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは「会員及会員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは「事業時間内」と、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十三條第一項中「第二号第一項各号二掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第七十七條第二項ニ於テ準用スル同法第六十六條二規定スル決算関係書類等(財産目録ヲ除ク)」と、「同項第三号二掲グルモノ」とあるのは「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号二掲グルモノ」とあるのは「同法第七十七條第二項ニ於テ準用スル同法第六十六條二規定スル決算関係書類等(財産目録及業務報告書ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

3| 商業登記法第六十一條第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

(許可の申請)

第七十九條 (同上)

に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額

三 六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

第八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 許可申請者が株式会社でその資本の額が政令で定める金額以上のものであること。

二 (略)

三 八 (略)

九 次に掲げる機関を置くものであること。

イ 取締役会

ロ 監査役会又は委員会

ハ 会計監査人

2 (略)

3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 (略)

(定款)

第八十一条 株式会社商品取引所の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 三 (略)

2 株式会社商品取引所の定款には、前項に規定する事項のほか、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存続期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

一 (略)

二 資本の額

三 六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

第八十条 (同上)

一 許可申請者が株式会社でその資本の額が政令で定める金額以上のものであること。

二 (略)

三 八 (略)

(新設)

2 (略)

3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 (略)

(定款)

第八十一条 株式会社商品取引所の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 三 (略)

2 株式会社商品取引所の定款には、前項に規定する事項のほか、株式会社商品取引所としての存立期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

(議決権の保有限制)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、株式会社が行使することのできない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）の百分の五を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

2 4 (略)

(資本の減少の認可等)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社商品取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(仮取締役、仮監査役等)

第八十九条 (略)

2 会社法第三百四十六條第二項及び第三項、第三百五十一條第二項及び第三項並びに第四百一条第三項及び第四項（同法第四百三条第三項及び第四百二十條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

(業務規程等の備置き及び閲覧等)

第九十三条 株式会社商品取引所は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備え置かなければならない。

2 (略)

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備え置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「会員商品取引所の事業時間内」とあるのは「株式会社商品取引所の営業時間内」と、同項ただし書中「会員商品取引所」の定めた」とあるのは「株式会社商品取引所の定めた」と、同条第五項中「会員商品取引所」とあるのは「株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

4 株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の定款について会社法第三十一

(議決権の保有限制)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）の百分の五を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

2 4 (略)

(資本の減少の認可等)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社商品取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(仮取締役、仮監査役等)

第八十九条 (略)

2 商法第二百五十八條第二項（同法第二百六十一條第三項及び第二百八十条第一項並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一條の九第六項、第二十一條の十四第七項第五号及び第二十一條の十五第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

(業務規程等の備置き及び閲覧等)

第九十三条 取締役（商法特例法第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、執行役）は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備えて置かなければならない。

2 (略)

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「事業時間内」とあるのは「営業時間内」と、同項及び同条第五項中「理事長」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と読み替えるものとする。

4 株式会社商品取引所に対する商法第二百六十三條第二項の適用については、同項中「端株

条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

(許可の失効)

第九十四条 株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条の許可は、効力を失う。

- 一 定款で定めた株式会社商品取引所としての存続期間の満了
- 二 分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき。
- 三 五 (略)

2 (略)

(組織変更計画)

第二百二十二条 会員商品取引所は、前条の組織変更(以下この節において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、会員総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

(削る)

2 第六十一条の規定は、前項の決議について準用する。

3 第一項の会員総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社(以下「組織変更後株式会社商品取引所」という。)の定款を示してしなければならない。

4 会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員商品取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後株式会社商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社商品取引所の定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称
- 四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合 組織変更後株式会社商品取引所の監査役の氏名

五 組織変更をする会員商品取引所の会員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社商品取引所の株式の数(組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法

主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは、「端株主、新株予約権ヲ有スル者及取引参加者」とする。

(許可の失効)

第九十四条 (同上)

- 一 定款で定めた株式会社商品取引所としての存立期間の満了
- 二 分割により営業の全部を承継させ、又は営業の全部を譲渡したとき。
- 三 五 (略)

2 (略)

(組織変更計画書)

第二百二十二条 会員商品取引所は、前条の組織変更(以下この節において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画書を作成して、会員総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の会員総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社の役員となるべき者を選任しなければならない。

3 第六十一条の規定は、前二項の決議について準用する。

4 第一項の会員総会の招集は、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してしなければならない。

(新設)

六 組織変更をする会員商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社商品取引所が組織変更の際して組織変更をする会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（削る）

（削る）

（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百二十三条 組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の効力が生ずる日の前日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 組織変更をする会員商品取引所の会員及び債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更をする会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 組織変更をする会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（債権者の異議）

第二百二十四条 組織変更をする会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所に対し、組織

5| 組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

6| 第一項の組織変更計画書については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもつて、同項の組織変更計画書の作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は同項の組織変更計画書と、当該電磁的記録の記録は同項の組織変更計画書の記載とみなす。

（組織変更に係る書類の備置き等）

第二百二十三条 会員商品取引所の理事長は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の日の前日まで、組織変更計画書その他の主務省令で定める書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 前条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（組織変更計画書を除く。）について準用する。

3| 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。

（商法の準用）

第二百二十四条 商法第百条第一項から第三項までの規定は、組織変更の場合について準用する。

変更について異議を述べることができる。

2| 組織変更をする会員商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、組織変更をする会員商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、第十一条第六項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第二項第一号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第一号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）

第二百二十五条 組織変更後株式会社商品取引所は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第二百二十三条第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

2| 組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変更後株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 組織変更後株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

。この場合において、同条第一項中「会社」とあるのは「会員商品取引所」と、「官報」以テ公告」とあるのは「公告」と、同条第三項中「会社」とあるのは「会員商品取引所」と読み替えるものとする。

（組織変更手続の経過等の書類の備置き等）

第二百二十五条 組織変更後の株式会社商品取引所の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、組織変更の日から六月間、第二百二十三条第一項の書類及び前条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載した書類を本店に備えて置かなければならない。

2| 第二百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（第二百二十三条第一項の書類を除く。）について準用する。

3| 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所」とあるのは「組織変更後の株式会社商品取引所の株主及び当該株式会社商品取引所」と、「営業時間内」とあるのは「営業時間内」と、「理事長」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と、「会員商品取引所」とあるのは「組織変更後の株式会社商品取引所」と、同条第五項中「理事長」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と読み替えるものとする。

(会員への株式の割当て)

第百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社商品取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(資本金として計上すべき額)

第百二十七条 組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額については、主務省令で定める。

(資本準備金として計上すべき額等)

第百二十八条 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(組織変更における株式の発行)

第百二十九条 会員商品取引所は、第百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する株式(以下この節において「組織変更時発行株式」という。)(の数(種類株式発行会社にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この節において同じ。))

(会員への株式の割当て)

第百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画で定めるところにより、組織変更後の株式会社商品取引所の株式の割当てを受けるものとする。

2 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第三百二十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

3 会員商品取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社商品取引所の株主となる。

(新会社の資本及び理事長等の特ん補責任)

第百二十七条 前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額は、組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を上回ることができない。

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社商品取引所に現に存する純資産額が前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の会員商品取引所の理事長及び理事は、組織変更後の株式会社商品取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

(準備金の積立て)

第百二十八条 組織変更後の株式会社商品取引所は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額を商法第二百八十八条ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

2 商法第二百八十八条ノ二第五項の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第五項中「合併二因り消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは、「組織変更前ノ会員商品取引所ノ損失填補準備金其ノ他会員商品取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは、「其ノ損失填補準備金」と、「合併後存続シル会社又ハ合併二因り設立シタル会社」とあるのは、「組織変更後ノ株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

(組織変更における株式の発行)

第百二十九条 会員商品取引所は、第百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 この項の規定により発行する株式(以下この項において単に「株式」という。)(の種類及び数
二 株式の発行価額

- 二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

三 株式の発行価額中資本に組み入れない額

- 四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える株式の種類及び数

21 商法第七十五条（第二項第一号、第五号、第七号及び第十一号を除く。）、第百七十六条から第百七十九条まで、第百八十九条、第百九十条、第百九十一条前段、第百九十二条、第百九十三条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百二十二条ノ二並びに第二百二十二条ノ八並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第三百三十二条ノ二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五条第二項（各号列記以外の部分に限る。）、及び第四項から第七項まで、第百七十六条、第百七十七条第一項、第百七十九条第一項及び第二項並びに第百九十二条第四項において準用する同法第百八十六条中「発起人」とあるのは「会員商品取引所理事長又八理事」と、同法第百七十五条第二項第八号中「第百六十八条ノ二」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項」と、同項第九号中「各発起人が引受ケタル」とあるのは「会員二割当テタル」と、「引受価額」とあるのは「発行価額」と、同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第百六十六条第十九項」とあるのは「第百六十六条第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「会員商品取引所理事長若ハ理事又ハ組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役若ハ執行役」と、同法第百九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、並びに同条第三項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所理事長及理事並ニ組織変更当時ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同法第二百二十二条ノ二第二項中「会社ノ設立ニ際シテハ発起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テハ定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテハ組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、非訟事件手続法第百三十二条ノ二第一項中「総発起人又ハ総取締役」とあるのは「会員商品取引所理事長及ヒ総理事」と読み替えるものとする¹⁾

31 商法第百七十三条並びに非訟事件手続法第百二十六条第一項、第百二十七条から第百二十九条まで、第百二十九条ノ三及び第百二十九条ノ四の規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第百七十三条第一項中「取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第百六十八条第一項」とあるのは「会員商品取引所理事長又八理事ハ商品取引所法第百二十九条第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第百六十八条第一項第五号及第六号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同項第五号及第六号」とあるのは「同号」と、同項第二号中「第百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第百

二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同号」と、「同項第三号中「第百六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項第四号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同号」と、「同条第四項中「第百六十八条第一項」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項第四号」と、「各発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、「同条第五項中「発起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、「同項及び同条第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、「非訟事件手続法第百二十九条第二項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及び執行役次項ニ於テ之ニ同ジ）」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、「同条第三項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と読み替えるものとする。

4| 商法第百七十三条ノ二及び第百九十五条の規定は、組織変更後の株式会社商品取引所の取締役及び監査役となるべき者について準用する。この場合において、同法第百七十三条ノ二第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三項ニ於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同条第二項中「各発起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及各理事」と、「同法第百九十五条中「第百七十三条ノ二又八第百八十四条第一項及第二項」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第四項ニ於テ準用スル第百七十三条ノ二」と、「発起人モ」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長又ハ理事モ」と、「及発起人」とあるのは「並ニ会員商品取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

5| 第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、同項の組織変更の後三年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

（理事長及び理事の財産価格てん補責任）

第百三十条 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更当時における実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を会員総会に提出した会員商品取引所の理事長及び理事は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社商品取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

2| 商法第百九十二条ノ二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは「商品取引

（組織変更時発行株式の申込み等）

第百三十条 会員商品取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2| 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員

商品取引所に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

3| 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員商品取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4| 会員商品取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5| 会員商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員商品取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6| 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（組織変更時発行株式の割当て）

第百三十一条 会員商品取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員商品取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2| 会員商品取引所は、第百二十九条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

（組織変更時発行株式の引受け）

第百三十一条の二 申込者は、会員商品取引所の割り当てる組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

（出資の履行）

第百三十一条の三 組織変更時発行株式の引受人（第百二十九条第三号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、会員

所法第百二十九条第一項第四号」と、「発起人及取締役」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及理事」と、「前項」とあるのは「同法第百三十条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「商品取引所法第百三十条第一項」と、同項において準用する同法第百八十六条中「発起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

（現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任）

第百三十一条 商法第百九十二条ノ第一項及び第三項の規定は第百二十九条第三項において準用する同法第百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について、同法第百九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について準用する。この場合において、同法第百九十二条ノ第一項中「第百六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第百八十六条中「発起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

2| 第百二十九条第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

商品取引所が定めた銀行等（会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2| 組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第二百二十九条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3| 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この節において「出資の履行」という。）をする債務と会員商品取引所に対する債権とを相殺することができない。

4| 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社商品取引所に対抗することができない。

5| 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

（株主となる時期）

第百三十一条の四 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となる。

（新設）

（引受けの無効又は取消しの制限）

第百三十一条の五 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

（新設）

2| 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日から一年を経過した後又はその株式について権利行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）

（新設）

第百三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二

号及び第三号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百一十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「商品取引所法第三百一十一条の四」と、同法第八百七十条第七号中「第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更の認可)

第三百三十二条 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後株式会社商品取引所について第七十九条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

(認可基準)

第三百三十三条 主務大臣は、前条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

三 組織変更後株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

四 組織変更後株式会社商品取引所が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのい

(組織変更の認可)

第三百三十二条 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社商品取引所について第七十九条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、組織変更計画書、組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可基準)

第三百三十三条 (同上)

一 組織変更後の株式会社商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

三 組織変更後の株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

四 組織変更後の株式会社商品取引所が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 (同上)

一 組織変更後の株式会社商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのい

いずれかに該当する者があるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書面のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3・4 (略)

5 組織変更をする会員商品取引所が開設していた商品市場において取引をしていた会員であつて、組織変更後株式会社商品取引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場(同一の上場商品又は上場商品指数について同一の取引の方法により取引を行う商品市場をいう。第百四十九条第二項及び第四項において同じ。)において取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたものとみなす。

(登記)

第百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、組織変更の効力が生じた日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更をする会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四 組織変更後株式会社商品取引所の取締役(組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社(監査役の監査を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。)である場合にあつては、取締役及び監査役)が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第一項各号に掲げる書面

七 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

八 第百二十四条第一項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 第百二十九条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

いずれかに該当する者があるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3・4 (略)

5 組織変更前の会員商品取引所が開設していた商品市場において取引をしていた会員であつて、組織変更後の株式会社商品取引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場(同一の上場商品又は上場商品指数について同一の取引の方法により取引を行う商品市場をいう。第百四十九条第三項及び第五項において同じ。)において取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたものとみなす。

(登記)

第百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、第百三十一条第一項の認可があつた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社商品取引所については設立の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更前の会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四 第百二十四条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後の株式会社商品取引所の取締役、代表取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面

七 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八 第百二十九条第一項の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百二十九条第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の商品取引所の相場を証する書面

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第三百三十一条の三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
(2) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

3| 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の会員商品取引所の組織変更の登記について準用する。

(組織変更の効力の発生等)

第三百三十五条 組織変更をする会員商品取引所は、効力発生日又は第三百三十二条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社商品取引所となる。

2| 組織変更をする会員商品取引所は、組織変更の効力が生じた日に、第二百二十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3| 組織変更をする会員商品取引所の会員は、組織変更の効力が生じた日に、第二百二十二条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4| 前三項の規定は、第二百二十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第三百三十六条 削除

3| 二 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書
商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

(組織変更の効力発生)

第三百三十五条 組織変更は、本店の所在地において前条第一項に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(会社の設立に際して発行する株式とみなされる株式等)

第三百三十六条 次に掲げる株式は、商法第六十六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第二百二十六条第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第二百二十九条第一項の規定により組織変更の際に発行する株式

2| 前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

(組織変更の無効の訴え)

(組織変更の無効の訴え)

第三百三十七条 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）（第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）（第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「各会社の本店」とあるのは、「株式会社商品取引所の本店及び支店並びに会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。）

第六節 合併

第一款 総則

第三百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併することができる。この場合においては、合併をする商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

2 会員商品取引所が吸収合併（商品取引所が他の商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する商品取引所（以下この節において「吸収合併存続商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「新設合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する商品取引所（以下この節において「新設合併設立商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合）には、吸収合併存続商品取引所又は新設合併設立商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。

一・二（略）

（削る）

第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併

（会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約）

第四百十條 会員商品取引所と会員商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会員商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続会

第三百三十七条 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 商法第八十八條、第五百五條第二項及び第三項、第六六條、第八八條から第一百十條まで、第二百四十九條並びに第四百十五條第二項並びに非訟事件手続法第三百三十五條ノ六及び第四百十條の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、商法第二百四十九條第一項及び第四百十五條第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

第六節 合併

（新設）

第三百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併することができる。

2 前項の場合において、合併後存続する者又は合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。

一・二（略）

3 株式会社商品取引所が合併する場合には、この法律及び商法の合併に関する規定に従つものとする。

（新設）

（会員商品取引所の合併の手続）

第四百十條 会員商品取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して、会員総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の会員総会の招集の通知は、合併契約書の要領を示してしなければならない。

員商品取引所」という。）、及び会員商品取引所である吸収合併消滅商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所

二 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）

三 前一号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約）

第四百十一条 会員商品取引所と会員商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会員商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所

二 会員商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立会員商品取引所」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員商品取引所の定款で定める事項

四 新設合併設立会員商品取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名

五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併

（会員商品取引所と株式会社商品取引所との吸収合併契約）

第四百十二条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式会社商品取引所である吸収合併継続商品取引所（以下この節において「吸収合併継続株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

二 吸収合併継続株式会社商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するとき、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併継続株式会社商品取引所の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併継続株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 効力発生日

五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

3| 第二百二十二条第六項の規定は、第一項の合併契約書に準用する。

第四百十一条 会員商品取引所が合併を行う場合の合併契約書には、合併を行う時期その他第三百三十九条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ主務省令で定める事項を記載しなければならない。

2| 前項の場合において、合併の一方の当事者が株式会社商品取引所であるときは、当該株式会社商品取引所については、商法第四百九条及び第四百十条の規定は、適用しない。

（新設）

第四百十二条 合併を行う会員商品取引所の理事長は、第四百十条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から合併の日の前日まで、合併契約書、各商品取引所の貸借対照表その他の主務省令で定める書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 第二百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（合併契約書を除く。）について準用する。

3| 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。

(会員商品取引所と株式会社商品取引所との新設合併契約)

第四百十三条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅会員商品取引所の名称及び住所並びに株式会社商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所

二 株式会社商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立株式会社商品取引所」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社商品取引所の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名

六 新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所を除く。）に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併消滅株式会社商品取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る

第四百十三条 合併後存続する会員商品取引所又は合併により設立される会員商品取引所の理事長は、合併の日から六月間、前条第一項の書類並びに第五百十条において準用する商法第

四百十二条第一項本文及び第二項の規定による手続の経過、合併の日その他の合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 第二百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（前条第一項の書類を除く。）について準用する。

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。

社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2| 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3| 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

第四款 会員商品取引所の合併の手続

（吸収合併消滅会員商品取引所の手続）

第百四十四条 吸収合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の十日前の日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 吸収合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（新設）

（会員への株式の割当て）

第百四十四条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合において、当該会員商品取引所の会員は、合併契約書で定めるところにより、合併後の株式会社商品取引所の株式の割当てを受けるものとする。

2| 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第一百二十六条第一項及び第百三十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

3| 会員商品取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、合併により合併後の株式会社商品取引所の株主となる。

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 吸収合併消滅会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

5 第二百二十四条の規定は、吸収合併消滅会員商品取引所について準用する。

6 吸収合併消滅会員商品取引所は、吸収合併存続商品取引所との合意により、効力発生日を変更することができる。

7 前項の場合には、吸収合併消滅会員商品取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

8 第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

（吸収合併存続会員商品取引所の手続）

第二百四十四条の二 吸収合併存続会員商品取引所は、次項の会員総会の日の十日前日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3 第二百二十四条の規定は、吸収合併存続会員商品取引所について準用する。

4 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

5 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6 吸収合併存続会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項又は前項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（新設）

三 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

7| 吸収合併存続会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併消滅会員商品取引所の手続)

第百四十四条の三 新設合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の前十日から新設合併設立商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 新設合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 新設合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4| 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

5| 第百二十四条の規定は、新設合併消滅会員商品取引所について準用する。

(新設合併設立会員商品取引所の手続)

第百四十四条の四 第一節第一款(第七条、第八条、第十一条第二項、第四項及び第五項前段、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで並びに第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立については、適用しない。

2| 新設合併設立会員商品取引所の定款は、新設合併消滅会員商品取引所が作成する。

3| 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立

(新設)

(新設)

会員商品取引所が承継した新設合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならぬ。

4| 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

5| 新設合併設立会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

6| 新設合併設立会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならぬ。

第五款 株式会社商品取引所の合併の手續

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手續

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十四条の五 吸収合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における当該吸収合併存続株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬ。

一 吸収合併契約について株主総会(種類株主総会を含む。)の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日

二 第百四十四条の八第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第百四十四条の十第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

(新設)

(新設)

(新設)

2| 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所

に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第
二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費
用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧
の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより
提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由
がないのにこれを拒んではならない。

(吸収合併契約の承認等)

第百四十四条の六 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会
の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2| 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。
ない。

一 吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の債務の額と
して主務省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収合併存続株式会
社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産の額として主務省令で定める
額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合

二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付す
る金銭の額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

3| 承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産に吸収合併存続株式会社商品取引所の株式が
含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明し
なければならない。

4| 吸収合併存続株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅
会員商品取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式で
あるときは、吸収合併は、第百四十二条第二号イの種類の株式(譲渡制限株式であつて、会
社法第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類
株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式
の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効
力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存
しない場合は、この限りでない。

(新設)

5| 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

6| 前項の規定は、第四項の種類株主総会について準用する。

（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）

第百四十四条の七 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続株式会社商品取引所の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社（会社法第二十五条第五号に規定する公開会社をいう。以下この節において同じ。）でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ| 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸収合併存続株式会社商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額（会社法第百四十一条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。）を乗じて得た額

ロ| 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

2| 前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から一週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3| 前条第五項の規定は、前項の株主総会について準用する。

（株主に対する通知）

第百四十四条の八 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所（第百四十四条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。）を通知しなければならない。

（新設）

（新設）

2| 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

- 1| 吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社である場合
- 2| 吸収合併存続株式会社商品取引所が第百四十四条の六第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合
- 3| 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求）

第百四十四条の九 吸収合併をする場合には、反対株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2| 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

1| 吸収合併をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2| 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3| 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

第百四十四条の十 吸収合併存続株式会社商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2| 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（社債管理者（会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。））がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

1| 吸収合併をする旨

（新設）

（新設）

二 吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社商品取引所の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの
四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社商品取引所が同項の規定による公告を、
官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は
第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しな
い。

4| 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合
併について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社商品取引所
は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受
けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当
該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併
存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により第二項の規
定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政
令で定める。

7| 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければな
らない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異
議を述べるができる期間を伸長することができる。

8| 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。
ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限
りでない。

9| 会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条（第十一号に係る部分に限る。）、第八百七
十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七
十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百四十四条の十一 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞
なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取
引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は
記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面
又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3| 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所

（新設）

に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4| 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十四条の十二 新設合併消滅株式会社商品取引所（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の株主総会の日の二週間前の日

二 新設合併契約について種類株主総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該種類株主総会の日の二週間前の日

三 第百四十四条の十四第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

四 第百四十四条の十七において準用する第百四十四条の十第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 新設合併消滅株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(新設)

(新設)

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併契約の承認)

第百四十四条の十三 新設合併消滅株式会社商品取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社商品取引所が公開会社である場合において、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会(種類株式発行会社の株主総会を除く。)の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。

4 新設合併消滅株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式(譲渡制限株式を除く。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

(株主等に対する通知)

第百四十四条の十四 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者(会社法第百四十九条第一項に規定する登

(新設)

(新設)

録株式質権者をいう。）並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者（同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。）に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅商品取引所及び新設合併設立株式会社商品取引所の名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 会社法第九百四十条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求）

第百四十四条の十五 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。）に先立って当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第百四十四条の十六 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用規定）

第百四十四条の十七 第百四十四条の十の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について

（新設）

（新設）

（新設）

準用する。

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続

(株式会社商品取引所の設立の特則)

第百四十四条の十八 会社法第二編第一章(第二十七条(第四号及び第五号を除く。)、第二十九号、第三十一条、第三十九条及び第四十七号から第四十九号までを除く。)の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併設立株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)の設立については、適用しない。

2| 新設合併設立株式会社商品取引所の定款は、新設合併消滅商品取引所が作成する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十四条の十九 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が承継した新設合併消滅商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3| 新設合併設立株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4| 新設合併設立株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第六款 合併の効力の発生等

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(合併の認可)

第百四十五条 (略)

- 2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所(以下「合併後の商品取引所」という。)について次に掲げる事項(合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、第二号に掲げるものを除く。)を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額

三 六 (略)

- 3 前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

(認可基準)

第百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準(合併後の商品取引所

が会員商品取引所である場合にあっては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。)に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 合併後の商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 八 (略)

2 (略)

- 3 主務大臣は、商品取引所の存続期間(株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間)又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行つものとする。

4 (略)

(吸収合併の登記)

第百四十七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二

(合併の認可)

第百四十五条 (略)

2 (同上)

一 (略)

二 資本金の額

三 六 (略)

- 3 前項の申請書には、合併契約書、合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可基準)

第百四十六条 (同上)

- 一 合併後の商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 八 (略)

2 (略)

- 3 主務大臣は、商品取引所の存立期間(株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存立期間)又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行つものとする。

4 (略)

(合併の登記)

第百四十七条 会員商品取引所の合併の登記については、第百四十五条第一項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては

週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

- 2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（新設合併の登記）

第四百四十七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

- 一 第四百四十四条の三第四項の会員総会の決議の日
- 二 第四百四十四条の三第五項において準用する第二百二十四条の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅商品取引所が合意により定めた日
- 四 第四百四十五条第一項の認可を受けた日

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

- 一 第四百四十四条の十三第一項の株主総会の決議の日
- 二 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日
- 三 第四百四十四条の十四第一項の規定による通知又は同条第二項の公告をした日から二十日を経過した日
- 四 第四百四十四条の十七において準用する第四百四十四条の十の手続が終了した日
- 五 前項各号に掲げる日

（合併の効力の発生等）

三週間以内に、合併後存続する会員商品取引所については変更の登記、合併により消滅する会員商品取引所については解散の登記、合併により設立された会員商品取引所については第二十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

（新設）

（合併の時期）

第四百四十八条 吸収合併存続商品取引所は、効力発生日又は第四百四十五条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅商品取引所の権利義務（当該商品取引所がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。第三項において同じ。）を承継する。

2| 吸収合併消滅商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3| 新設合併設立商品取引所は、その成立の日に、新設合併消滅商品取引所の権利義務を承継する。

4| 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所若しくは新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、当該各号に定める事項についての定めに従い、次の各号に掲げる規定の株式の株主となる。

一 第四百四十二条第一号イ 同条第三号に掲げる事項

二 第四百四十三条第一項第六号 同項第七号に掲げる事項

5| 新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権は、新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、消滅する。

第四百四十九条 （略）

（削る）

2| 合併後の商品取引所は、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結していないものがあるときは、当該取引に係る商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）を開設する場合を除き、当該取引の決済を結する目的の範囲内において、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。

3| 第五条第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定により商品市場を開設する場合には、適用しない。

4| 吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結していないものは、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）において同一の条件で成立した取引とみなす。

（一に満たない端数の処理等）

第五百十条 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六

第四百四十八条 商品取引所の合併は、合併後存続し、又は合併により設立される者が会員商品取引所である場合には、その主たる事務所の所在地において、前条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併の効果等）

第四百四十九条 （略）

2| 合併後の商品取引所は、合併により消滅した商品取引所の権利及び義務（当該商品取引所がその行う業務に関し、行政官庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を含む。）を承継する。

3| 合併後の商品取引所は、合併により消滅した商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結していないものがあるときは、当該取引に係る商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）を開設する場合を除き、当該取引の決済を結する目的の範囲内において、合併により消滅した商品取引所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。

4| 第五条第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定により商品市場を開設する場合には、適用しない。

5| 合併により消滅した商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結していないものは、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）において同一の条件で成立した取引とみなす。

（商法等の準用）

第五百十条 商法第五十六条第三項、第四百二十二条第一項本文及び第二項並びに第四百十五

十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四百二十二条の吸収合併及び第四百三十三条第一項の新設合併について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株券等の提出）

第五百一十一条 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 | 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十条第一項（前項において準用する同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ八の規定は、第三百三十九条第二項各号に掲げる場合における会員商品取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中、「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員商品取引所ノ代表者」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百二十二条第一項本文中、「第四百八条第一項」とあるのは「商品取引所法第四百四十条第一項」と、「述ブベキ旨及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ブベキ旨」と、「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百十五條第二項中「株主、取締役、監査役」とあるのは「会員、理事長及理事、監事」と、同条第三項において準用する同法第八十八条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同項において準用する同法第八十八条中「本店及支店」とあるのは「主たる事務所及従たる事務所」と読み替えるものとする。

（商業登記法の準用）

第五百一十一条 商業登記法第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条、第九十条第一項（第五号、第六号、第八号及び第九号を除く。）及び第九十一条第一項並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ七及び第四百四十条の規定は、第三百三十九条第二項各号の場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、商業登記法第六十六条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第六十九条第二項から第四項まで及び第七十条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第九十条第一項第二号中「消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併を行う各会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同項第三号中「商法第百条第一項（同法第四百四十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告又は同法第四百二十二条第一項本文（有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「商品取引所法第五十条において準用する商法第四百二十二条第一項本文」と、「公告及び催告（商法第四百二十二条第一項ただし書（有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告）」とあるのは「公告及び催告」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書」と、同項第七号中「合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条ノ二第一項に規定する限度額を証する書面」とあるのは「合併に際して商品取引所法第二十条第二項第五号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面」と、同法第九十一条第一項第一号中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号」とあるのは「商品取引所法第五百一十一条において準用する商業登記法第九十条第一項第一号から第四号まで」と、同項第二号中「第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる」とあるのは「第

(商業登記法の準用)

第百五十二条 商業登記法第七十九条、第八十条(第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十一条(第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十二条及び第八十三条の規定は、第百三十九条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同法第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代理権を有する者の資格を証する書面」と、同法第七号中「新設合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十二条第一項から第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 商業登記法第七十九条、第八十条(第六号、第九号及び第十号を除く。)、及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第百三十九条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第七号中「吸収合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「本店又は事務所」と、同法第七号中「新設合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え)

第百五十三条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、及び第

八十条第一号に掲げる書面並びに理事長、理事及び監事が就任を承諾したことを証する」と、同項第三号中「商法第四百三十二条第二項」とあるのは「商品取引所法第二十条第二項第五号」と読み替えるものとする。

(合併に関する特例)

第百五十二条 第百三十九条第二項第二号に掲げる場合における株式会社商品取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第五項、第四百八条ノ二第一項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二並びに第四百十五条第三項において準用する同法第八十条の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員商品取引所」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同法第五項中「第一項第五号」とあるのは「商品取引所法第五十二条依り読替テ適用サレル商法第二百八十八条ノ二第一項第五号」と、「会社」ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「会員商品取引所」ノ損失填補準備金其ノ他会員商品取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ損失填補準備金」と、同法第四百八条ノ二第一項第一号中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同項第三号中「前条第一項」ノ株主總會ノ会曰」とあるのは「各商品取引所ニ於テ合併契約書ノ承認ヲ決議スル總會ノ会曰(会員商品取引所ニ在リテ八商品取引所法第四百四十条第一項ノ會員總會ノ会曰ヲ謂フ)」と、同号及び同項第五号中「各会社」とあるのは「各商品取引所」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二並びに第四百十三条ノ三第一項ただし書及び第二項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同法第四項中「消滅スル会社」ノ商号及本店」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」ノ名称及主たる事務所」と、同法第四百十四条第一項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」と、同法第四百十四条ノ二第一項及び第四百十五条第三項において準用する同法第八十条中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員商品取引所」とする。

第百五十三条 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変

二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六号並びに第九百三十七号第三項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第三百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十号（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七号第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店並びに各会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（政令等への委任）
第百五十四条 （略）

2| 合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（定款の変更）
第百五十五条 （略）

2 （略）
3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 （略）
二 期限付商品市場（定款に存続期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商

更の登記に対する商業登記法第九十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同項第四号中「第六十七号第三号に掲げる書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書」とする。

2| 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項第一号」とあるのは「商品取引所法第百五十三条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条第一項第一号」と、同項第三号中「商法第四百十三号ノ二第二項に規定する額」とあるのは「商品取引所法第百五十二条により読み替えて適用される商法第四百十三号ノ二第二項に規定する額」とする。

3| 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変更又は設立の登記に対する商業登記法第九十二条の規定の適用については、同条において準用する同法第六十六条中「合併により消滅する会社（以下「消滅会社」という。）の商号及び本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の名称及び主たる事務所」と、同法第九十二条において準用する同法第六十九条第一項中「消滅会社」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所」と、同条第二項から第四項までの規定中「本店の所在地における」とあるのは「主たる事務所の所在地における」と、同法第九十二条において準用する同法第七十条第二項中「消滅会社の本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の主たる事務所」とする。

（政令等への委任）
第百五十四条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併に関し必要な事項は、政令で定める。

（新設）

（定款の変更）
第百五十五条 （略）

2 （略）
3 （同上）

一 （略）
二 期限付商品市場（定款に存立期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商

品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るものに掲げる基準

イハ（略）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同じ。）又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ（略）

五（略）

4 主務大臣は、株式会社商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一・二（略）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの 第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準
イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ（略）

五（略）

5 主務大臣は、第一項の認可をする場合においては、第三項第二号口及びハ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）、第三項第四号イ及びロ（第十五条第一項第四号に係る部分

品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るものに掲げる基準

イハ（略）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同じ。）又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ（略）

五（略）

4（同上）

一・二（略）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの 第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準
イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ（略）

五（略）

5 主務大臣は、第一項の認可をする場合においては、第三項第二号口及びハ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）、第三項第四号イ及びロ（第十五条第一項第四号に係る部分

を除く。）、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及びロ（第八十条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限までの間について判断して行つものとする。

6 第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間。以下この条において同じ。）若しくは商品市場の開設期限の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

7 主務大臣は、商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

8 （略）

（商品取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務）

第六十一条 商品取引所の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（登記の期間）

第六十二条 登記すべき事項のうち主務大臣の許可又は認可を要するものの登記の期間については、その許可書又は認可書の到達した日から起算する。

第六十三条 削除

（許可の申請）

第六十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

を除く。）、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及びロ（第八十条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限までの間について判断して行つものとする。

6 第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、商品取引所の存立期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存立期間。以下この条において同じ。）若しくは商品市場の開設期限の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

7 主務大臣は、商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

8 （略）

（商品取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務）

第六十一条 商品取引所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（登記期間の計算）

第六十二条 登記すべき事項であつて、主務大臣の許可又は認可を要するものは、その許可書又は認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

（登記事項の公告）

第六十三条 会員商品取引所が登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（許可の申請）

第六十八条 （同上）

一 (略) 二 資本金の額 三 五 (略) 2 (略)	一 (略) 二 資本の額 三 五 (略) 2 (略)
(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務) 第七十六条 商品取引清算機関の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務) 第七十六条 商品取引清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
(未決済債務等の決済) 第八十一条 商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等(当該清算参加者が行った商品市場における取引の相手方から当該商品取引清算機関が引き受けた当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受けた対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)についての決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従つものとする。 2 (略)	(未決済債務等の決済) 第八十一条 商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等(当該清算参加者が行った商品市場における取引の相手方から当該商品取引清算機関が引き受けた当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受けた対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)についての決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従つものとする。 2 (略)
(届出事項) 第九十五条 商品取引員は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。 一 二 (略) 三 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。 四 (略) 2 (略)	(届出事項) 第九十五条 (同上) 一 二 (略) 三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき。 四 (略) 2 (略)
(兼業業務等の届出) 第九十六条 (略) 2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の総株主又は総社員の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条	(兼業業務等の届出) 第九十六条 (略) 2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の総株主又は総社員の議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又

第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

3 (略)

(受託に係る財産の分離保管等)

第二百十条 商品取引員は、商品取引受託業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物（主務省令で定めるものを除く。第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一条第一項において「委託者資産」という。）の価額に相当する財産（第二百六十九条第三項第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。）については、その保全のため、商品取引員のその他の財産から分離して信託会社等に信託すること、委託者保護基金（第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。）に預託することその他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

(報告書の提出)

第二百二十四条 商品取引員は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品取引員は、前項に規定する事業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の商品取引受託業務又は財産の状況に関する報告書を主務大臣に提出しなければならない。

第三節 合併、分割及び事業の譲渡

(事業譲渡の認可)

第二百二十八条 商品取引員が他の株式会社に行う商品取引受託業務の全部又は一部の譲渡（以下この条及び第二百三十条において「事業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、事業譲渡により商品取引受託業務の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3・4 (略)

は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

3 (略)

(受託に係る財産の分離保管等)

第二百十条 商品取引員は、商品取引受託業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物（主務省令で定めるものを除く。第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一条第一項において「委託者資産」という。）の価額に相当する財産（第二百六十九条第三項第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。）については、その保全のため、商品取引員のその他の財産から分離して信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託すること、委託者保護基金（第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。）に預託することその他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

(報告書の提出)

第二百二十四条 商品取引員は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品取引員は、前項に規定する営業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の商品取引受託業務又は財産の状況に関する報告書を主務大臣に提出しなければならない。

第三節 合併、分割及び営業の譲渡

(営業譲渡の認可)

第二百二十八条 商品取引員が他の株式会社に行う商品取引受託業務の全部又は一部の譲渡（以下この条及び第二百三十条において「営業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、営業譲渡により商品取引受託業務の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3・4 (略)

5 譲受会社（商品取引員が譲受会社である場合を除く。）は、事業譲渡の時に第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、事業譲渡をした商品取引員の譲渡の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

（政令への委任）

第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品取引員の合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

（清算人の就任及び選任）

第二百九十一条 委託者保護委員会制法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事長及び理事は、その清算人となる。ただし、定款に別段の定めがある場合又は総会において他の者を選任した場合は、この限りでない。

（委託者保護基金への通知）

第二百三条 委託者保護基金の会員である商品取引員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

一・二 （略）

三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。

四・六 （略）

2・3 （略）

第三百五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 （略）

三 第二百二十九条の規定により発行する株式を引き受ける者の募集をするに当たり、目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百二十九条の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

5 譲受会社（商品取引員が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、営業譲渡をした商品取引員の譲渡の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

（政令への委任）

第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品取引員の合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

（商法の準用）

第二百九十一条 商法第四百七条第一項の規定は、委託者保護委員会制法人について準用する。この場合において、同項中「取締役」とあるのは、「理事長及理事」と読み替えるものとする。

（委託者保護基金への通知）

第二百三条 （同上）

一・二 （略）

三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。

四・六 （略）

2・3 （略）

第三百五十六条 （同上）

一・二 （略）

三 第二百二十九条第一項の規定により発行する株式の募集に当たり、株式申込証の用紙、目論見書、株式の募集の広告その他株式の募集に関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百二十九条第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

人又は当該預合にに応じた者

第三百五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

(削る)

二 第二百二十九条の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第三号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む)若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

三 六 (略)

第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員(会計参与が法人である場合にあつてはその職務を行う社員とし、仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む)又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

第三百五十九条の二 前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一条の例に従つ。

第三百六十五条 第三百二十九条の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

第三百七十条の二 第十一条第九項において準用する会社法第百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百七十一条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下こ

た使用人又は当該預合にに応じた者

第三百五十七条 (同上)

一 (略)

二 第二百二十七条第一項の純資産額について主務大臣又は会員総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。)

三 第二百二十九条第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同項第四号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

四 七 (略)

第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員(仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む)又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

(新設)

第三百六十五条 第三百二十九条の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六条の規定の適用を妨げない。

(新設)

第三百七十一条 (同上)

の条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～四（略）

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第八号及び第九号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3（略）

第三百七十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十七条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三 第七十七条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務を弁済したとき。

四 第四百三十条第一項又は第四項の規定による通知を怠り、又は不正の通知をしたとき。

（削る）

（削る）

五 第三百二十四条第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

第三百七十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十一条第九項において準用する会社法第九百五十一条第二項

一～四（略）

五 第三百五十七条第一号及び第四号から第六号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第八号及び第九号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3（略）

第三百七十二条（同上）

一 第七十七条第一項において準用する商法第二百二十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条第一項において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

三 第七十七条第一項において準用する商法第四百二十三条の規定に違反したとき。

四 第二百二十八条第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかつたとき。

五 第二百二十九条第二項において準用する商法第二百七十五条第二項の規定に違反して、株式申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二百二十九条第二項において準用する商法第二百七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、又は当該書面若しくは同条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

七 第三百二十四条第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

（新設）

各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三百七十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の

の発起人、役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）若しくは清算人、協会の役員（仮理事を含む。）、委託者保護会員制法人の役員若しくは清算人又は委託者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

二 （略）

三 第五十七条第一項から第三項まで、第六十七条若しくは第六十八条の二第一項若しくは第二項（第七十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十四条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第一項、第九十七条、第九十一条、第一百二十二条、第一百二十三条第一項、第一百二十五条第一項、第一百四十四条第一項、第一百四十四条の二第一項若しくは第五項、第一百四十四条の三第一項、第一百四十四条の四第四項、第一百四十四条の五第一項、第一百四十四条の十一第二項、第一百四十四条の十二第二項、第一百四十四条の十九第二項又は第一百七十九条第一項の規定に違反したとき。

四 第五十七条第五項（第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第三項、第二百四十四条第三項、第二百四十四条の二第七項、第二百四十四条の三第三項、第二百四十四条の四第六項、第二百四十四条の五第三項、第二百四十四条の十一第四項、第二百四十四条の十二第三項又は第二百四十四条の十九第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

（削る）

五 第七十七条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、会員商品取引所の財産を分配したとき。

六 八 （略）

九 第二百二十二条第一項の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

十 第二百二十四条第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第二百四十四条第五項、第二百四十四条の二第三項及び第二百四十四条の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二百四十四条の十第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第二百四十四条の十七において準用する場合を含む。）に違反して、商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

第三百七十四条 （同上）

（新設）

一 （略）

二 第五十七条第一項から第三項まで若しくは第六十六条（第七十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十四条第二項、第九十六条第二項、第一百二十三条第一項、第一百七十一条、第一百二十二条、第一百二十三条第一項、第一百二十五条第一項、第一百四十二条第一項、第一百四十三条第一項又は第一百七十九条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十七条第五項（第七十七条第二項、第九十三条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第三項、第二百四十二条第三項及び第二百四十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条若しくは第七十七条第二項において準用する商法第二百八十二条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該情報の内容を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第六十八条又は第七十七条第二項において準用する商法第二百八十二条第一項の規定に違反したとき。

五 第七十七条第一項において準用する商法第二百三十一条の規定に違反して会員商品取引所の財産を分配したとき。

六 八 （略）

九 第二百二十二条の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

十 第二百二十四条において準用する商法第一百条第一項から第三項までの規定又は第二百五十条において準用する同法第四百十二条第一項本文若しくは第二項の規定に違反して会員商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

十一 この法律の規定による公告又はこの法律において準用する会社法の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。 十二 この法律の規定による登記（第三百三十四条第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠ったとき。 十三 この法律において準用する<u>会社法</u>の規定に定める調査を妨げたとき。 十四 商品取引所の創立総会又は会員総会に対し、<u>虚偽の申述</u>を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。 十五 定款、会員名簿、取引参加者名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は<u>虚偽の記載</u>若しくは記録をしたとき。 十六～二十一 （略）	十一 この法律において準用する商法の規定に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。 十二 この法律に定める登記（第三百三十四条第一項の規定によるものを除く。）又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をすることを怠ったとき。 十三 この法律において準用する商法の規定に定める調査を妨げたとき。 十四 商品取引所の創立総会又は会員総会に対し<u>不実の申立て</u>をし、又は事実を隠ぺいしたとき。 十五 定款、会員名簿、取引参加者名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は<u>不実の記載</u>若しくは記録をしたとき。 十六～二十一 （略）
---	---

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（定義）
第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

一の二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの

二の四の二（略）

二の四の二（略）

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

2
（略）

2
（略）

3 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをい

3
（同上）

う。

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに對する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二 八 (略)

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに對する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二 八 (略)

改 正 案

現 行

目次

第一章（第七章）（略）

第八章 罰則（第四十一条―第五十一条）

附則

（定款）

第十五条 輸出組合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、非出資輸出組合の定款には、第五号の二から第五号の四までの事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一（五）（略）

五の二 出資一口の金額及びその払込みの方法

五の三（十）（略）

十一 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

2 輸出組合の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、輸出組合の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由を、現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的である財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

3 輸出組合は、公告方法として、当該輸出組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

4 輸出組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

目次

第一章（第七章）（略）

第八章 罰則（第四十一条―第四十七条）

附則

（定款）

第十五条 輸出組合の定款には、少なくとも左に掲げる事項を定めなければならない。但し、非出資輸出組合の定款には、第五号の二から第五号の四までの事項を記載しなくてもよい。

一（五）（略）

五の二 出資一口の金額及びその払込みの方法

五の三（十）（略）

十一 公告の方法

2 輸出組合の定款には、前項の事項の外、輸出組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を、現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

5| 輸出組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

6| 輸出組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中、「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「輸出入取引法第十五条第五項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 第一項各号に掲げる事項及び第二項に規定する事項のほか、輸出組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（出資輸出組合への移行）

第十六条 （略）

2 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）の規定は、前項の規定による出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、同条第一項中、「前条の規定による引渡しを受けたとき」とあるのは、「出資輸出組合への移行に関する定款の変更につき輸出入取引法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の認可があつたとき」と、同条第三項中、「組合成立」とあるのは、「主たる事務所の所在地における輸出入取引法第十六条第三項の規定による登記」と読み替えるものとする。

3 輸出組合は、出資輸出組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地において出資の第一回の払込みのあつた日から二週間以内に、定款の変更により新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない。

4 （略）

5 第三項の規定による登記の申請書には、出資輸出組合への移行を証する書面並びに出資の総口数及び出資の第一回の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6・7 （略）

（非出資輸出組合への移行）

第十七条 （略）

2 前条第三項から第六項まで並びに中小企業等協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻し）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）の規定は、前項の

（新設）

（新設）

（新設）

（出資輸出組合への移行）

第十六条 （略）

2 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込）の規定は、前項の規定による出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、同条第一項中、「前条の規定による引渡しを受けたとき」とあるのは、「出資輸出組合への移行に関する定款の変更につき輸出入取引法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の認可があつたとき」と、同条第三項中、「組合成立」とあるのは、「主たる事務所の所在地における輸出入取引法第十六条第三項の規定による登記」と読み替えるものとする。

3 輸出組合は、出資の第一回の払込のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に定款の変更により新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない。

4 （略）

5 第三項の規定による登記の申請書には、出資輸出組合への移行を証する書面並びに出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6・7 （略）

（非出資輸出組合への移行）

第十七条 （略）

2 前条第三項から第六項まで並びに中小企業等協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻し）、第五十六条及び第五十七条（出資一口の金額の減少）の規定は、前項の規定

規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第一回の払込みのあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に関する定款の変更について第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない」とあるのは「登記を要しなくなつた事項の登記を抹消しなければならない」と、同条第五項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした輸出組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該非出資輸出組合への移行をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十条第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と読み替えるものとする。

3
(略)

(準用)

第十九条 中小企業等協同組合法第四條第二項（住所）、第九條の二第三項及び第九項から第十一項まで（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十條の二から第十四條まで、第十九條（第一項第四號を除く。）（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十二條（設立）、第三十四條（規約）、第三十四條の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五條（第五項を除く。）、第三十五條の二から第三十六條の八まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで（役員等）、第四十六條から第五十二條まで、第五十三條（第五號を除く。）、第五十三條の二から第五十五條まで（總會及び總代会）、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十三條の三まで、第六十三條の四第三項、第六十三條の五第三項本文、第六十三條の六第三項、第六十四條第一項から第五項まで、第六十五條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第六十九條（解散及び清算並びに合併）、第八十三條から第一百三十三條まで（第八十四條第二項第三號及び第五號、第三項並びに第四項、第八十五條第二項、第八十六條第二號、第八十七條第二號、第九十二條第二號、第九十六條第二項、第九十八條第二項第二號並びに第九十九條第二項を除く。）（登記）並びに第九十四條、第九十五條、第九十五條の四第一項並びに第九十六條第一項（雜則）の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第二十八條中「前條第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項」と、同法第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第六十二條第二項、第六十六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第九十四條、第九十五條、第九十五條の四第一項並びに第九十六條第一項中「行政庁」とあるのは「經濟産業大臣」と、同法第

五十一条第一項中、「二 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは、「二 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止 二の二 輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十三条第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは、「輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五条第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二条第一項第五号中「第六百六条第四項」とあるのは「輸出入取引法第十八条」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは「非出資輸出組合にあつては、輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「非出資輸出組合にあつては、書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 中小企業等協同組合法第九条の二第六項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条第一項、第二項、第三項（ただし書を除く。）及び第四項から第六項まで（出資）、第十五条から第十八条まで（加入及び脱退等）、第二十条から第二十三条まで（持分等）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金）、第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条（剰余金の配当等）、第六十三条の四（第三項を除く。）、第六十三条の五（第三項本文を除く。）、第六十三条の六（第三項を除く。）、第六十四条第六項から第八項まで（合併の手続）並びに第八十四条第二項第五号、第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（登記）の規定は、出資輸出組合について準用する。この場合において、同法第十条第三項中「出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、同条第四項中「三人」とあるのは「九人」と、同法第十八条第一項中「脱退することができる」とあるのは「脱退することができる。ただし、輸出入取引法第十七条第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合には、移行の日の前日までに予告し、その移行の時に脱退することができる」と、同法第二十條第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七条第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合には、移行の時ににおける組合財産によつて定める」と読み替えるものとする。

（貨物の生産又は流通を所掌する大臣との関係）

第三十五条 経済産業大臣は、第十四条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む）

二の二 輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、第五十三条第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、第五十五条第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、第六十二条第一項第五号中「第六百六条第四項」とあるのは「輸出入取引法第十八条」と、第八十三条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは「非出資輸出組合にあつては、輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三条第一項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「非出資輸出組合にあつては、書面」と読み替えるものとする。

2 中小企業等協同組合法第九条の二第六項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条第一項、第二項、第三項（ただし書を除く。）及び第四項から第六項まで（出資）、第十五条から第十八条まで（加入及び脱退等）、第二十条から第二十三条まで（持分等）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第五十六条、第五十七条（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金）、第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条（剰余金の配当等）、第六十三条第二項（合併の手続）、第八十三条第二項第五号、第八十六条第二項（登記）並びに第八十五条第十二号から第十四号まで（罰則）の規定は、出資輸出組合に準用する。この場合において、同法第十条第三項中「出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、同条第四項中「三人」とあるのは「九人」と、第十八条第一項中「脱退することができる」とあるのは「脱退することができる。ただし、輸出入取引法第十七条第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合には、移行の日の前日までに予告し、その移行の時に脱退することができる」と、第二十條第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七条第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合には、移行の時ににおける組合財産によつて定める」と読み替えるものとする。

（貨物の生産又は流通を所掌する大臣との関係）

第三十五条 経済産業大臣は、第十四条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む）

以下同じ。）若しくは第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項若しくは第六十六条第一項の認可をし、第十八条（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による処分をし、又は第二十八条第一項若しくは第二項の経済産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、当該処分又は経済産業省令に係る貨物（第十四条第一項若しくは第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項若しくは第六十六条第一項の認可又は第十八条の規定による処分の場合にあつては、認可又は処分に係る輸出組合の所属員たる輸出業者又は輸入組合の組合員たる輸入業者の取扱に係る貨物）の生産又は流通を所掌する大臣の同意を得なければならない。

2 (略)

第四十一条 輸出組合又は輸入組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、その輸出組合若しくは輸入組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその輸出組合若しくは輸入組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第四十一条の二 (略)

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条の三 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十二条 第四条第二項又は第二十八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

第四十四条 次の場合には、その行為をした輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

以下同じ。）若しくは第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項若しくは第六十三条第三項の認可をし、第十八条（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による処分をし、又は第二十八条第一項若しくは第二項の経済産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、当該処分又は経済産業省令に係る貨物（第十四条第一項若しくは第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項若しくは第六十三条第三項の認可又は第十八条の規定による処分の場合にあつては、認可又は処分に係る輸出組合の所属員たる輸出業者又は輸入組合の組合員たる輸入業者の取扱に係る貨物）の生産又は流通を所掌する大臣の同意を得なければならない。

2 (略)

第四十一条 輸出組合又は輸入組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、その輸出組合若しくは輸入組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその輸出組合若しくは輸入組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第四十一条の二 (略)

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条の三 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十二条 第四条第二項又は第二十八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

第四十四条 次の場合には、その行為をした輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第四十六条 輸出組合又は輸入組合が第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した場合には、その輸出組合又は輸入組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二条、第四十三条第一号若しくは第二号、第四十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。）次号において同じ。）において準用する会社法第百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十五条第六項において準用する会社法第百五十一条第二項各号又は第百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

三 第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第九条の二第三項の規定に違反したとき。

四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条（同条第一項から第三項までの規定を第十九条第一項において準用する同法第

第四十五条 次の各号の「」に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第四十六条 輸出組合又は輸入組合が第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した場合には、その輸出組合又は輸入組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

(新設)

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二条、第四十三条第一号若しくは第二号又は第四十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(新設)

(新設)

六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第十四條の規定に違反したとき。

六 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第十九條第二項、第四十二條第五項若しくは第六項又は第四十五條第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

七 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第二十七條第七項、第三十六條の七第一項（第十九條第一項において準用する同法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三條の三第一項の規定又は第十九條第一項において準用する同法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五條第六項の規定に違反したとき。

九 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五條の二又は第六十二條第二項の規定に違反したとき。

十 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の四第二項において準用する会社法第三百八十九條第四項の規定又は第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の七第五項（第十九條第一項において準用する同法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）、第四十一條第二項若しくは第五十三條の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の四第二項において準用する会社法第三百八十九條第五項の規定又は第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七條第一項（第十九條第一項において準用する同法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八條の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十四 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十六條の規定に違反した

とき。

十五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をするを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十六 清算の結了を遅延させる目的で、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めるとき。

十七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、輸出組合又は輸入組合の財産を分配したとき。

第五十一条 次に掲げる場合には、出資輸出組合又は出資輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十九条第二項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第十九条第二項において準用する同法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第五項の規定に違反して出資輸出組合若しくは出資輸入組合の合併をしたとき。

二 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十八条第一項から第三項まで又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十二条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したもの、の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告をするを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

（新設）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- 二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの

二一三の二（略）

- 四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- 五 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

（債券の発行）

第二十五条の二（略）

（定義）

第二条（同上）

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- 二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの

二一三の二（略）

- 四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- 五 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

（債券の発行）

第二十五条の二（略）

2 5 (略) 6 会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条(社債管理者の権限等及び二以上の社債管理者がある場合の特則)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 7 (略) 第三十五条 次の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を二十万円以下の過料に処する。 一 (略) 二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。 三 五 (略)	2 5 (略) 6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 7 (略) 第三十五条 (同上) 一 (略) 二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。 三 五 (略)
---	---

改正案

現行

（定義）
 第七条 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、会社及び相互会社をいう。

2 （略）

（創立総会）
 第二十四条 （略）
 27 （略）

8 創立総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

9 第十七条第二項から第五項までの規定は創立総会について、会社法（平成十七年法律第号）第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

（設立の無効の訴え）
 第三十一条 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、商工會議所の設立の無効の訴えについて準用する。

（延期又は続行の決議）
 第四十九条の二 議員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十

（定義）
 第七条 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十二条第一項の会社、有限会社及び相互会社をいう。

2 （略）

（創立総会）
 第二十四条 （略）
 27 （略）

8 第十七条第二項から第五項まで、商法第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、創立総会について準用する。
 この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記録スル」と読み替えるものとする。

（新設）

（商法の準用）
 第三十一条 商法第四百二十八条（監査役に係る部分を除く。）（設立無効の訴）の規定は、商工會議所の設立について準用する。

（新設）

五条第六項の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十九条の三 議員総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(準用規定)

第五十条 第十七条第一項から第五項までの規定は議員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は議員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(準用規定)

第五十三条 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条の三の規定は常議員会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は常議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(合併の無効の訴え)

第六十条の七 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は商工会議所の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(民法等の準用)

第六十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条(法人についての破産手続の開始

(新設)

(準用規定)

第五十条 第十七条第一項から第五項まで、商法第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第五十三条 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、商法第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、常議員会について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

(商法等の準用)

第六十条の七 商法第四百十五条(監査役に係るものを除く。)(合併無効の訴え)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定は、商工会議所の合併について準用する。

(民法の準用)

第六十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条(法人についての破産手続の開始

）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

（設立）

第六十七条 （略）

2 （略）

3 第十七条第二項から第五項まで及び第二十四条第四項から第八項までの規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

4 第二十七条第一項及び第二項（第四号を除く。）並びに第二十八条から第三十条までの規定は日本商工会議所の設立について、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は日本商工会議所の設立の無効の訴えについて、それぞれ準用する。

（会員総会）

第七十三条 （略）

2 4 （略）

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定は会員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十六条第四項中「第二十七條第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第二十七條第二項（第四号を除く。）及び」と読み替えるものとする¹。

）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

（設立）

第六十七条 （略）

2 （略）

3 第十七条第二項から第五項まで、第二十四条第四項から第七項まで、第二十七条第一項及び第二項（第四号を除く。）、第二十八条から第三十条まで、商法第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）、第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）及び第四百二十八條（設立無効の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

（新設）

（会員総会）

第七十三条 （略）

2 4 （略）

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、商法第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、会員総会について準用する。この場合において、第四十六条第四項中「第二十七條第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第二十七條第二項（第四号を除く。）及び」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二條」とあるのは、「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

(議員総会)

第七十四条 (略)

2・4 (略)

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第四十九条の一、第四十九条の三、第五十一条第五項並びに第五十二条第二項の規定は議員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は議員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(常議員会)

第七十六条 (略)

2・3 (略)

4 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条の三、第五十一条第三項から第五項まで並びに第五十二条第二項の規定は常議員会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は常議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(解散及び清算)

第七十八条 (略)

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

第九十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一六 (略)

七 この法律に定める登記又はこの法律において準用する会社法の規定に定める登記をしなかつたとき。

(議員総会)

第七十四条 (略)

2・4 (略)

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第五項、第五十二条第二項、商法第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(常議員会)

第七十六条 (略)

2・3 (略)

4 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第五十一条第三項から第五項まで、第五十二条第二項、商法第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、常議員会について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(解散及び清算)

第七十八条 (略)

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)及び第八十三条(清算)の規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

第九十一条 (同上)

一六 (略)

七 この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をしなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

改正案

現行

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条 民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算人に関する事件、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任の裁判、検査人の選任の裁判等）の規定は、協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「信用保証協会法第二十八条」と読み替えるものとする。

2| 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、協会の役員、代理人又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第四条第一項の規定に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 （略）

四 第十五条又は第十七条の規定に違反して定款その他の書類を備えて置かず、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。

五 八 （略）

九 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 （略）

十一 第三十一条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条 民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条第二項（清算人等の報酬）、第三十五条第二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第三十六条前段（清算に関する事件の管轄）、第三十七条前段（清算人の選任又は解任の裁判）並びに第三十八条（清算人不適格者）の規定は、協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「信用保証協会法第二十八条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第四十一条 （同上）

一 （略）

二 第四条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 （略）

四 第十五条又は第十七条の規定に違反して定款その他の書類を備えて置かず、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。

五 八 （略）

九 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 （略）

十一 第三十一条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済

に弁済したとき。

十四 第三十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

したとき。

十四 第三十二条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

改 正 案

現 行

（登録の基準）

第三十六条の十八 経済産業大臣は、第三十六条の十六の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 （略）

二 登録申請者が、ガス事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものではないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、ガス事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占めるガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十六条の二十三の二 登録ガス工作物検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

（登録の基準）

第三十九条の十四の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、経済産業

（登録の基準）

第三十六条の十八 （同上）

一 （略）

二 （同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、ガス事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条第二項の親会社をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占めるガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十六条の二十三の二 登録ガス工作物検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（登録の基準）

第三十九条の十四の三 （同上）

省令で定める。

一 (略)

二 登録申請者が、第三十九条の十一第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定ガス用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号、第三十九条の十五第二項及び第三十九条の十六第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ (略)

2 (略)

一 (略)

二 (同上)

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ (略)

2 (略)